

韓国人 BC 級戦犯国家補償等請求訴訟訴状

(1991年11月12日)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

目次

請求の趣旨	一
請求の原因	三
第一、事実関係	三
本件条理・法条適用の基礎	三
一、本件の基本的事実	三
日本の戦争責任を肩代わりさせられた 「朝鮮人」BC級戦犯者	三
1. 原告らと家族の生活	三
2. 傭人たる軍属として動員	四
3. BC級戦犯として処罰	四

4.	個人責任の追及	七
5.	上官の命令に服従	七
6.	上官の命令への絶対服従義務	八
7.	天皇制下での個人責任	九
8.	日本の戦争責任の肩代わり	一〇
9.	ポツダム宣言と原告らの特別の犠牲	一一
10.	平和条約と原告らの特別の犠牲	一一
11.	出所後の原告らの生活苦	一三
12.	「同進会」と三十五年間に及ぶ国家補償請求	一五
二、日本帝国主義の「朝鮮民族」隷属化の責任		
1.	日韓併合	一七
2.	日本帝国主義による十五年戦争	二一
3.	「皇民化」政策の強行	二四

4.	強制連行・徴兵	二五
5.	初年兵教育	二八
三、	日本軍の俘虜の待遇に関する国際法違反の責任	三一
1.	四大進攻作戦と俘虜二六万人	三二
2.	俘虜の待遇に関するジュネーブ条約	三七
3.	東条英機陸相の示達による「戦陣訓」	四三
4.	俘虜条約「準用」の約定	四五
5.	白人俘虜利用による「皇民」化政策	四七
(一)	朝鮮・台湾軍の英米俘虜利用の企図	四八
(二)	朝鮮俘虜収容計画	四九
(三)	俘虜処理要領	五〇
(四)	俘虜移送と反響	五一
6.	朝鮮人俘虜監視員動員の企図	五四

7.	俘虜收容所の編成	五六
	(一) 俘虜情報局	五六
	(二) 俘虜管理部	五七
	(三) 「外地」俘虜收容所の設置	五八
8.	東条英機陸軍大臣の俘虜処理に関する訓示	五九
9.	ジュネーブ条約の不知	六二
10	ジャワ俘虜收容所関係の俘虜虐待	六四
	(一) ジャワ俘虜收容所の機構	六四
	(二) 派遣第三分所の飛行場建設	六七
	(三) ジャワ島への引揚げ時の俘虜の死亡	七一
11	ジャワ抑留所関係の虐待	七三
12	マレー俘虜收容所関係の俘虜虐待	七六
	(一) マレー俘虜收容所の機構	七六

	(ロ)	スマトラ南部パレンバン飛行場建設 のための俘虜虐待	七七
	(三)	中部スマトラ横断鉄道建設のための 俘虜虐待	七九
	(四)	スマトラ北部軍用道路建設のための 俘虜虐待	八二
13.		タイ俘虜収容所関係の俘虜虐待	八四
	一	「死の泰緬鉄道」	八四
		一 インパール作戦と泰緬鉄道	八四
	(ハ)	大本営の命令	八四
	(ニ)	ビルマ平定作戦	八七
	(三)	インパール作戦	九〇
	(四)	タイ俘虜収容所の機構	九六

14. 俘虜虐待に対する連合国の抗議・警告 一九九

四、日本政府の未済の戦後責任 一〇九

―原告ら「同進会」の三五年間に及ぶ謝罪

・補償要請―

第二、原告らの地位、逮捕・裁判・拘禁等の経緯 一一一

一、原告文 一一一

二、原告李 一一一

三、原告尹 一三九

四、原告金 一四七

五、原告文 一五五

六、**卞** 一六三

七、原告朴 一六九

第三、法律関係 一七九

一、	条理に基づく損失補償請求	一七九
1.	特別の戦争犠牲	一七九
2.	立法の欠缺と条理	一八一
	(一) 明治憲法下の損失補償	一八一
	(二) 日本国憲法下の損失補償	一八七
	(三) 条理に基づく損失補償	一八九
3.	本件補償請求の根拠	一九〇
4.	損失補償額	一九一
二、	債務不履行に基づく損害賠償請求	一九七
三、	不法行為に基づく謝罪文交付請求	二〇八
四、	補償立法不作為の違法確認請求	二一一
(結 語)		二一九

請求の趣旨

一、（主位的請求）

1. 被告は、原告文 ■■■■■ に対して金一、一九二万円、同李 ■■■■■ に対して金二、〇一三万円、同尹 ■■■■■ に対して金一、七七八万円、同金 ■■■■■ に対して金一、一五四万円、同文 ■■■■■ に対して金九九九万円、同朴 ■■■■■ に対して金一、四四八万五、〇〇〇円および同卞 ■■■■■ に対して金五、〇〇〇万円をそれぞれ支払え。
2. (1) 被告は原告文 ■■■■■ および同李 ■■■■■ に対し、同各原告あての別紙一記載の謝罪状をそれぞれ交付して謝罪せよ。
(2) 被告は原告尹 ■■■■■、同金 ■■■■■、同文 ■■■■■ および同朴 ■■■■■ に対し、同各原告あての別紙二記載の謝罪状をそれぞれ

れ交付して謝罪せよ。

（三）被告は原告下■■■■■に対し、同原告あての別紙三記載の謝罪状を交付して謝罪せよ。

二、（予備的請求）

1. 原告下■■■■■の亡父下■■■■■が、別紙四刑死者目録記載の執行日において銃殺刑を執行されたことにより被った損失ならびにその余の原告らが別紙五在監者目録記載の各逮捕日において逮捕され、各有罪判決を受け、各拘禁期間中拘禁されたことにより被った各損失について、被告が補償立法を制定しないことは違法であることを確認する。

2. 一の2（一）（二）（三）と同じ。

三、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決および一項について仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

第一、事実関係

― 本件条理・法条適用の基礎 ―

一、本件の基本的事実

― 日本の戦争責任を肩代わりさせられた

「朝鮮人」BC級戦犯者―

1. 原告らと家族の生活

原告文、同李、同尹、同金、同文

、同朴 および同卞の亡父卞（ピョン

）（以下原告らという）は、「大東亞戦争」開戦

の翌年一九四二（昭和一七）年、当時大日本帝国の植民地であった朝鮮において家族と共に暮らしていた二〇歳前後の青年であったものである。

2. 傭人たる軍属として動員

朝鮮総督府および朝鮮軍司令部は、同年、右原告らを、当時日本軍の占領下にあったタイ、シンガポール、マレー、ジャワの俘虜収容所などにおいてオーストラリア、イギリスおよびオランダ各連合国軍の俘虜の監視を任務とする、期間二年の傭人たる軍属として動員採用し、日本軍の指揮下において同任務に従事せしめた。

3. B C 級戦犯として処罰

原告らは右俘虜監視業務の内容は、俘虜収容所において俘虜を日常的に処遇し逃亡防止のため監視するものとして解していたところ、原告らは後述のとおり、食糧も薬品も欠乏した状況のもとで、鉄道・道路・飛行場建設工事のために強制労働させられる栄養失調や病気で痩せ細った俘虜を、上官の命令により、右工事現場に連行し監視するなどの残虐な業務に従事させられるに至ったうえ、右契約期限である一九四四（昭和一九）年を経過しても右監視業務を強制されていたところ、翌一九四五（昭和二〇）年、日本の敗戦となるや、原告らは右各国により、B C級戦犯容疑で逮捕された。

そして、シンガポール法廷、バタビア法廷、メダン法廷においてジュネーブ条約などの国際法に違反する俘虜

虐待の科で裁かれ、原告文■■■■、同李■■■■および亡卞■■■■はそれぞれ死刑宣告を受け、右卞は銃殺により刑を執行され、右文および李は後に懲役一〇年および二〇年に減刑され、その余の原告らはそれぞれ一〇年ないし二〇年の懲役刑に処せられた。

右懲役の刑期の一部はシンガポールのチャンギ刑務所・オートラム刑務所、ジャカルタのチピナン刑務所などで執行され、残りの刑期はスガモプリズン（巢鴨刑務所）で執行された。

右原告らは右逮捕の日から同刑務所を出所する迄の間、一九九八日ないし四〇二六日にわたりそれぞれ身柄を拘禁された。

ちなみに、朝鮮人BC級戦犯者は、総数一四八名のう

ち二三名が死刑を執行され、一二五名が無期を含む懲役に処せられている。

4. 個人責任の追及

ところで、連合国軍による右戦争犯罪裁判において、原告らは、日本軍の上官の不当な命令を拒否することなく、食糧や薬品も欠乏した状況のもとで、泰緬鉄道をはじめ、各地の軍用道路、飛行場建設工事に栄養失調や病気で痩せ細った俘虜を強制労働させ虐待したとして、その個人責任を問責され重罰に処せられたものである。

5. 上官の命令に服従

しかしながら、日本軍の末端の傭人である当時二〇歳

前後の原告ら俘虜監視員に右食糧や薬品を確保する権限はなく、また原告らは鉄道建設隊などが必要として指示してくる人数の俘虜を上官の命令によって、工事現場へ引率し監視したにすぎない。

6. 上官の命令への絶対服従義務

また、原告らは、軍属となった当初、「びんた」(毆打)を伴ういわゆる初年兵教育を受け、一八八二(明治一五)年一月四日明治天皇が与えた軍人勅諭により「下級のものには上官の命を承ること実は直ちに朕が命を承る義なりと心得よ」との精神教育を受け、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」とされた大日本帝国憲法のもとで、「上官の命令は天皇の命令」として絶対的服従義務を課

せられていたものである。

原告ら陸軍軍属にも適用された陸軍刑法は、上官の命令に服従せざる者は敵前なるときは死刑に処する旨定め
ていた（同法九条、五七条「抗命の罪」）。

以上要するに、原告らは不当な上官の命令には従う義務はないとの人類普遍の原理である個人主義教育は受けていかなかったものであり、また右「抗命の罪」を定めた陸軍刑法のもとで原告らに不当な上官の命令を拒否することを期待することは不可能であった。

7. 天皇制下での個人責任

他国に類例のない右天皇制のもとで、皇軍の軍属とされた原告らは、上官の命令に絶対的に服従し、任務を履

行していたものであるが、それ故に戦争犯罪人として個人責任を問われるに至ったのである。

8. 日本の戦争責任の肩代わり

既に明らかなおり、原告らが問責された右戦争責任は、根源的には、右軍人勅諭により皇軍を統帥していた昭和天皇ないし日本国が負うべきものであるところ、原告らは、右天皇ないし日本国の責任を肩代わりさせられたものにほかならない。

原告らが本件戦争犯罪裁判で有罪とされたことは天皇を頂点とする右日本軍隊の体制と相当な因果関係にあることを決して否定することはできない。

9. ポツダム宣言と原告らの特別の犠牲

さらに、日本国は一九四五（昭和二〇）年八月一四日、
「俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対して
は、嚴重なる処罰を加えるべし。」と定めたポツダム宣
言（一〇項）を受諾し、もって他民族である原告らに対
する右戦争犯罪裁判をも受忍し「今次の戦争を終結する
に（同一項）という公共の福祉のために特別の犠牲を強
いるに至ったものである。

10. 平和条約と原告らの特別の犠牲

原告らは、右懲役の刑期の一部をシンガポールのチャ
ンギー刑務所、オーストラム刑務所、ジャカルタのチピナ
ン刑務所などで執行されたあと、一九五〇、五一年輸送

船にすし詰めになれ、スガモプリズン（巢鴨刑務所）に移管され、連合軍最高司令官総司令部の管理下に置かれたが、一九五二（昭和二七）年の平和条約発効後は日本政府により残刑を執行された。原告李^{（黒塗り）}らは当時、韓国・朝鮮人は同条約発効と同時に日本国籍を喪失し、外国人としての取り扱いを受けていたことを理由に日本政府による外国人に対する刑の執行は許されないとして、人身保護法による釈放請求訴訟を提起したが、最高裁大法廷は一九五二（昭和二七）年七月三〇日同請求を棄却した。その判決要旨は次のとおりであった。すなわち「戦犯者として刑が科せられた当時日本国民であり、かつ、その後引き続き平和条約発効の直前まで日本国民として拘禁されていた者に対しては、日本国は平和条約第

一一条により刑の執行の義務を負い、平和条約発効後における国籍の喪失または変更は、右義務に影響を及ぼさない。

原告らは、日本国の独立回復という公共の福祉のためにその後も日本政府が管理する巢鴨刑務所に収容され、早い者でも一九五一（昭和二六）年八月八日、遅い者では一九五六（昭和三一）年一〇月六日に至り漸く釈放された。

11. 出所後の原告らの生活苦

ところで、朝鮮半島で募集され、巢鴨で釈放された彼らに生活の本拠はなく、また仮釈放の身で祖国への帰還も許されなかった。そこで、原告尹のように出所後の住

居、就職の斡旋、生業資金の交付もなく出所することはできないとして出所を拒否した者、出所後生活苦のため自殺した者二名が出たほか、訴外亡李 [] のように精神障害を来たしていた者は巢鴨刑務所から精神病院へ収容され、それぞれ悲惨な生活状態に陥った。(同李 [] は遂に精神病院を出ることなく、一九九一年八月二一日死亡した)

日本政府は一部の韓国・朝鮮人・台湾人BC級戦犯の当面の「生活保護」のために一時居住施設設置のための若干の補助・貸付および生業資金若干の貸付等の施策を講じたものの、同戦犯者全員の刑死や長期身柄拘禁に対する補償は為さなかった。

12. 「同進会」と三五年間に及ぶ国家補償請求

そこで原告らは、一九五五（昭和三〇）年四月一日韓国・朝鮮人B C級戦犯者および刑死者遺族全員をもって構成員とし、対日本政府への補償懸案の実現等を目的とする「同進会」を創立し、同会の名において、一九五六（昭和三一）年以降一九九一（平成三）年まで三五年間にわたって、内閣更迭の都度、新内閣に対して日本国に よって蒙った損失の補償要求をなしてきたが、日本政府は今日に至るも右補償を遅延している。

考えるに、日本の植民地支配のもとで右皇軍の軍属とされ、「一般の戦争損害」とは性質を異にするかかる「特別の犠牲」を強いられた朝鮮民族である原告らに対して、日

本国が原告らの生命・身体の自由の損失について補償責任を負うべきことは、「条理」(正義・公平の原理)に照らし当然のことといわなければならない。このことは、本件事案に關し以下列挙する具体的な各事実を合わせ考えると一層明らかである。

二、日本帝国主義の「朝鮮民族」隷属化の責任

原告らの本件生命・身体の自由に関する損失は、以下述べるとおり、日本民族の国家的独立と繁栄のためには、他民族たる「朝鮮民族」を隷属化してもやむを得ないとの不条理な日本の帝国主義によって招来されたものである。ちなみに「一九世紀末頃より、資本主義諸国は、

大企業の活動や利益を守るために軍事力を強め、住民の抵抗をおさえて植民地や勢力範囲をひろげようとし、たがいに戦争をひきおこすようになった。このような動きを帝国主義という。『児玉幸多ほか『中学社会・歴史的分野』日本書籍文部省検定済教科書昭和六四年版二二二頁。

1. 日韓併合

歴史を播くと、鎖国から脱皮して近代的な「富国強兵」政策をとるに至った日本は、朝鮮支配をめぐり一八九四（明治二七）年七月開戦の日清戦争に勝利したのに続き、一九〇四（明治三七）年二月開戦の日露戦争においても有利な展開をなし、翌一九〇五（明治三八）年九月

米国の調停によるロシアとのポーツマス条約によって、
「日本は、韓国において政治、軍事、経済上優越権を有し、かつ必要に応じ、指導、保護、管理を行う権利を有すること」を認められ、また、ロシアから南満州鉄道などの譲渡を受けることを認められ、着々と朝鮮半島を武装外交の舞台とし植民地化を図った。

すなわち、日本政府は当時の清国およびロシアの支配から朝鮮を保護する名目のもとに、一九〇四（明治三七）年八月には第一次日韓協約を強要し、韓国政府内の重要な部署に日本人「顧問」を送り込み実権を掌握させ、一九〇五（明治三八）年十一月の「乙巳（ウルサ）保護条約（第二次日韓協約）」では韓国政府の外交権を接収して欧米との直接接触を絶ち、さらに右「顧問」等を統

括する日本の機関として「統監府」を新設し、その長である「統監」は韓国皇帝への「拝謁権（皇帝に直接会つて要求をつきつける権利）」を有するものとした。

また、軍隊の駐屯を行い、軍政を布いた。

同条約交渉の特命全權大使元老伊藤博文は同皇帝の王宮を駐屯日本軍に包囲させたうえ、朝鮮政府の閣議の席に自ら臨むなどし右条約の調印手続を強要した。その経緯に照らして同条約は国際法上無効であるとの疑義も存する。なお、右伊藤は、一九〇九（明治四二）年、日本国民に反省を促す安重根によってハルピン駅頭で銃殺された。

このいわゆる保護国・間接統治体制は名目的には朝鮮の主権を残すも、実質的には植民地支配と変りないもの

であつた。

そして、遂に、原告らが出生するおよそ一五年前に當る一九一〇（明治四三）年八月二二日に至つて「日韓併合ニ関スル条約」により、「韓国皇帝陛下」をして「韓国全部ニ関スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与」せしめた（同条約一条）。

併合後の統治形態は總督府官制であり、その頂点に立つ總督は「天皇に直隸し朝鮮に於ける一切の政務を統括する權限」を有した。従前の統監兼朝鮮軍司令官であつた寺内正毅が初代總督の地位に移行した。總督は朝鮮駐屯軍の司令官を兼ね、三權をすべて集中する独裁者であつた。また右總督府官制のもとで、郡ごとに常駐した憲兵が警察官を兼ね、広汎な行政權から即決裁判權まで行

使した。

この武断政治の下では、朝鮮人の結社・政治的集会はもとより、屋外における多人数の集会まで禁止され、朝鮮文字の新聞の刊行は許されず、朝鮮人の政治的発言の道は完全に抑えられた。他方、総督府による「土地調査事業」の結果、耕地も山林も失った大多数の農民は新たに地主と悪条件の小作関係を結ぶか、故郷を捨てて放浪せねばならなくなった。

右日韓併合は「日帝支配三六年」の序章といわれている。ここに、民族国家韓国は世界地図から抹消され、勅令によって「朝鮮」と改称された。

2. 日本帝国主義による十五年戦争

一九三一（昭和六）年、日露戦争によって得た日本の正当な権益を守るための自衛手段であるとして、満州事変（奉天付近の柳条溝において、南満州鉄道が中国兵によって爆破されたということ）を口実とする軍事行動が起こされ、これによって尖鋭化した中国民衆の抗日運動を契機として一九三七（昭和一二）年に至って日華事変（北京郊外の蘆溝橋における日華兩軍隊の交戦に始まる）が勃発した。当時の近衛文麿内閣は、はじめ不拡大方針をとったが、軍は政府の意図に反し、戦線は華北、華中、華南に及び全面戦争となり首都南京を陥れ、漢口、広東にも侵入した。中国は国民政府を重慶に移し、米・英の援助のもとに徹底抗戦を決意し、日華事変はここに長期戦に突入した。そして一九四一（昭和一六）年第三

次近衛内閣が総辞職したあと、陸軍の東条英機が内閣を組織するや、同年一二月一日、御前会議で宣戦布告を決定し、同月八日、海軍によるハワイ真珠湾の奇襲攻撃によって、太平洋戦争に突入した。同月一〇日の大本営政府連絡会議および同月一二日の閣議において「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」と決定された。なお、敗戦後、連合軍総司令部は神道指令により「『大東亜戦争』『八紘一字』及ビソノ他ノ語句ニシテソノ日本語ノ内容ガ国家神道、軍国主義及ビ超国家主義ト緊密ニ結合セルモノハコレラ公文書ニ使用スルコトヲ禁止シ即時ソノ使用ヲ停止ス」とし右「大東亜戦争」なる呼称の使用を禁止した。

3. 「皇民化」政策の強行

右のいわゆる十五年戦争の勃発後、日本政府は朝鮮民族に対する「皇民化」政策を強行し、「一ツ我等ハ皇国臣民ナリ、忠誠以テ君国ニ報ゼン」といった「皇国臣民の誓詞」を制定し全朝鮮人にこれを強制した。小学生や中学生も、毎朝朝礼の際に、「君が代」斉唱、神社参拝、宮城遥拝に次いで右誓詞を大声で斉唱させられた。ただ自我の確立していない少年に公立学校で「皇民精神」を反覆的に叩きこむという教育は、少年の精神形成に大きく影響し、「皇民」意識を植えつけていったことは自然の成り行きである。

他方、総督府は、一九三九（昭和一四）年「創氏改名

「制度を設けて朝鮮人の固有の姓氏までも否定し、日本の姓名を強要し、また学校での朝鮮語教育を全廃したばかりか、朝鮮語を使った児童に罰を科して、朝鮮語が捨てざるべき野卑なものであるかのようになりこませた。

原告らはいずれも日韓併合後の一九二〇（大正九）年ないし一九二五（大正一四）年生れであり、まさに十五年戦争下の右「皇民化」政策が強行されていた時代に少年期を迎えていたものであり、右「皇国臣民の誓詞」を今日もなおよく暗唱しうるものであり、また「日本語」を母国語のように話すことができるのである。原告らは軍属当時日本名を名のらされていた。

4. 強制連行・徴兵

十五年戦争の深刻化につれ、戦時インフレ経済や日本人青年の徴兵によって生じた労働力の不足を解消する手段として、朝鮮人の日本への強制連行が行われた。それは一九三九（昭和一四）年の「募集」に始まり、形式上は、四二（昭和一七）年以降の「官斡旋」、四四（昭和一九）年以降の「徴用」と、三段階に区分される。しかし、動員人数が天下りの割り当てられ、面（村）の吏員がひざづめ談判にきたり、はなはだしくは田畑で働いている農夫を捕えて、行き先も告げずにトラックに乗せたりしたのであって、「契約書」があろうがなかろうが、実質的にはすべて強制であった。このような手段で労働力の不足を埋め合わせることによって、日本独占資本は生産拡大をとげたのである。一九三〇年以降の一五年

間に在日朝鮮人人口は約一〇倍に急増し、敗戦の時点では二百数十万人に達していた。

さらに、戦線の拡大につれ朝鮮人を兵士として動員するに至った。

まず、前記蘆溝橋事件の翌年に当る一九三八（昭和一三）年、「志願兵制度」を設け、「皇民化」した朝鮮人を思想選別して「皇軍」に加え、これを差別から脱却した「名誉」であるかのように宣伝した。しかし、その募集自体も、末端では当初から強制の色彩を帯びていた。そして、一九四三（昭和一八）年からは「学徒兵動員」、四四（昭和一九）年からは遂に一律的な徴兵制が実施されるに至った。

右徴用・徴兵制度と並んで一九四二（昭和一七）年、

日本人兵士の不足を埋め合わせるため本件俘虜監視員として原告ら朝鮮人が傭人たる軍属として動員されることとなったのである。それは「三千人募集」の形式で行われたが募集人員を満すため面の駐在所の日本人巡查などによる強制的動員が行われたことは右労働者・兵士の募集・志願の場合と異なるところはない。

5. 初年兵教育

陸軍軍属として釜山西面の野口部隊（部隊長野口議陸軍大佐）に入隊させられた原告らは、日本人兵士に対する初年兵教育と同様の「びんた」を伴う精神教育を受け、「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」という戦陣訓や前記軍人勅諭を暗唱させられ、上官の命令は天皇の命令としてそのことの如何を問わ

ず直ちに服従すべきであるとの意識を植え付けられ、日本帝国主義の侵略の先兵である「皇軍」の粹組に組み込まれていった。その結果、前記のとおり原告らは不当な上官の命令に従ったとして本件戦争犯罪裁判において有罪判決を受けその執行により生命・身体を奪われるに至ったものである。

原告ら朝鮮民族は、日本帝国主義から前記直接の被害を受けたうえ、日本の侵略戦争の一端をも担わされた、いわば二重の被害者である。

以上日本帝国主義による原告ら「朝鮮民族」隷属化の歴史的経過に照らして、日本国は本件損失補償の責任を条理上当然負うべきものと思料する。

付言すれば、一九〇三（明治三六）年発刊の幸徳秋水らの「平民新聞」は次のような非戦論を掲げていた。

○個人は喧嘩す可からず、国家は喧嘩せざる可からず。個人は強奪す可からず。国家は強奪せざる可からず。奇なる哉、今の開戦論者の論理、個人に在て最大の罪惡は、国家に在て最上の美事と為す。

日本の帝国主義による他民族の隷屬化が条理に反することは当時における良心的な日本民衆の言論にも表れていたわけであるが、それは国政には全く反映されず、却って右条理に基づく民衆の言動は官憲により文字通り抹殺されたことは改めて指摘するまでもない。

〔参考文献〕

梶村秀樹『朝鮮史』講談社現代新書

山辺健太郎『日韓併合小史』岩波新書

同 『日本統治下の朝鮮』岩波新書

金達寿『朝鮮』岩波新書

『別冊一億人の昭和史・日本植民地史1朝鮮』毎日新聞社

三、日本軍の俘虜の待遇に関する国際法違反の責任

原告らが戦争犯罪裁判で有罪とされ本件生命・身体
自由に関する損失を蒙ったのは、以下に述べるとおり、
国際法に違反する日本軍の俘虜処理政策のためである。

1. 四大進攻作戦と俘虜二六万人

大東亜戦争の初期、すなわち進行期における日本陸軍の作戦は、戦史上「四大進行作戦」と呼ばれている。

その第一はイギリスの極東根拠地を覆滅するマレー作戦、第二は極東からアメリカを駆逐することを目的としたフィリッピン作戦、第三に石油資源確保のためのインドネシア（当時は蘭領印度）進攻、そして第四は大陸の蔣政権援助ルートを遮断するビルマ平定作戦である。この進攻期にあつては、緒戦の海軍による一九四一（昭和一九）年一月八日の真珠湾への先制攻撃が絶対的な功を奏したため、米主力艦隊を懸念することなく、陸軍の南進作戦は一方的なペースで進められたのである。

すなわち、真珠湾攻撃の一時間前、早くも日本軍はマ

レー半島に上陸開始、同月一日グァム島およびフィリッピン北部ルソン島に上陸、二五日に香港占領―イギリス軍降伏、翌年一月一二日フィリッピンのマニラ占領。一八日ベルリンで日独伊軍事協定調印。二月一五日シンガポール占領―イギリス軍降伏、捕虜八万。

日本の開戦の直接目標は、インドネシアの石油獲得にあり、右インドネシア攻略のために、まずマレー、フィリッピンを確保する作戦がとられたのであるが、このようない破竹の進撃を経て、一月一日フィリッピン南端ダバオ飛行場を本拠とする輸送機が北部スラウエシへセレベス―メナドに日本最初の落下傘部隊七〇〇名を降下させ、続いて二月一四日、スマトラ南部パレンバン油田確保のため、同所に三〇〇名の落下傘部隊が降下し、

ここに日本軍のインドネシアへの進攻が開始された。戦況は三月一日ジャワ島上陸、八日ビルマ南岸のラングーン占領、ニューギニア島上陸、九日ジャワのオランダ軍降伏、四月九日フィリピンのバタワン半島占領、五月一日ビルマのマンドレー占領と進攻した。この間の三月一二日、フィリピンのマッカーサー極東軍司令官はケソンフィリップ大統領と共にオーストラリアへ脱出した。

右の四大進攻作戦の結果、降伏してきた連合国側の俘虜の数は、バタワン・コレヒドール作戦で五万二、〇〇〇人、マレー作戦で九万七、〇〇〇余人、ジャワ作戦で九万三、〇〇〇余人、香港その他の地域で一万九、〇〇〇人、合計二六万一、〇〇〇余人に達したと指摘されている（一九

四二・五・一七朝日新聞調。

「生キテ虜因ノ辱シメヲ受ケズ、死シテ罪禍ノ汚名ヲ残スコトナカレ」との「戦陣訓」を後述のとおり戦陣道徳昂揚の「訓令」とした東条英機は極東軍事裁判（以下東京裁判という）において次のように供述している。

「俘虜にされるということに対する日本人の考えは、欧米におけるのと異なっています。日本においては、それは恥辱だと考えられています。日本の刑法では、未だ抵抗し得る内に俘虜になった者は誰でも刑事上の罪を犯したことになるのでありまして、それに対する最高刑は死刑であります。欧米においてはそうではありません。俘虜にされた者はその任務を遂行せる故を以て名誉になるのですが、日本では大変な違いです。」（東京裁判）

速記録『一四七号』

二六万人というこのおびただしい数の俘虜は右供述にある日本人の考えからすると当惑せざるを得ないものであった。日本の軍隊では、俘虜というものは存在しないはずのものであり、それは必ず自決して、名誉の戦死となっていないなければならないからである。

また、右の背景には俘虜自身が述懐している次のような事情があった。

「日本軍は日露・日独戦争のとき、捕虜をひじょうに好遇した。戦後、捕虜たちはそれぞれヨーロッパへ帰り、日本人は人道的な国民だという噂が広まり、みんなそう思っていた。だからこのたび連合軍がシンガポールで降伏したとき、捕虜の待遇についてはべつに心配もなく

、むしろ早く降伏する原因のひとつにもなった。ところが、いざ日本軍の捕虜になってみると、その待遇の酷さにあぜんとしている。聞くと見るとは大違い、とはこのことだ。」（永瀬隆『「戦場にかける橋」のウソと眞実』岩波ブックレット六九・一六頁）

付言すれば、明治、大正期の戦争において、日本がヨーロッパで形成された交戦法規を比較的よく遵守したのは、ヨーロッパ近代社会での日本の認知を確実にするためであった。次に述べるような交戦法規に表れた「人権感覚」に基づいたものでないことは右俘虜の供述からも自明である（広瀬善男「捕虜の国際法上の地位」一頁）

2. 俘虜の待遇に関するジュネーブ条約

俘虜は古くは皆殺しにされ、あるいは、奴隷化され残酷な取扱いを受け、中世においては俘虜は投獄されて身代金と引換えに解放されるという身代金による釈放制度がとられた。この「俘虜を得ることは金を得ること」という時代は近世まで続いたが、時代を経るにつれ、俘虜の人権が次第に意識されるようになってきた。

一八世紀の著名な国際法学者エメリク・ドゥ・ヴァッテルはその著書『国際法』において「敵が武器をおろし、降伏するやいなやこれを捕らえた者は捕虜の生命に対する何の権利をも有しない」「個人的に犯罪を犯さない限り、捕虜は厳しく取扱ってはならない」と説き捕虜の待遇に一步を進めた。また、ジャン・ジャック・ルソー（一七一二―一七八）は『社会契約論』において次のよう

に指摘している。「戦争は人と人との関係でなくて、国家と国家の関係なのであり、そこにおいては個人は、人間としてでなく、市民としてさえなく、ただ兵士として偶然にも敵となるのだ。：防衛者が武器を手にしているかぎり、これを殺す権利がある。しかし武器をすてて降伏するやいなや、敵または敵の道具であることをやめたのであり、再び単なる人間にかえたのであるから、もはやその生命をうばう権利はない。」

右のヴァッテルヤルソーの思想に源を発し、俘虜が殺害や暴行から守られる法的基礎はさらに発展していった。

すなわち、一八九九年の第一回ハーグ万国平和会議を契機にはじめて成立した総合的な戦争法規であり、日本

も批准していた一九〇七（明治四〇）年の『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約』の付属書『陸戦の法規慣例に関する規則』（以下「ハーグ条約」という）はその第二章俘虜に次のとおり定めている。

「俘虜ハ、敵ノ政府ノ権内ニ属シ、之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ属スルコトナシ。俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルベシ。」（四条）

右『陸戦法規』第二章全九条はその後第一次世界大戦（一九一四―一八年）の経験などを取入れ、検討が加えられ、一九二九（昭和四）年に至って、独立した『俘虜の待遇ニ関スルジュネーブ条約』全八章九七か条（以下「ジュネーブ条約」という）に発展した。同条約は基本原則を右『陸戦法規』より具体的に定め、これに続いて

俘虜の待遇について詳細な規定を設けている。すなわち

「俘虜ハ敵国ノ権内ニ属シ、之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ属スルコトナシ、俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ対シテ特ニ保護セラルベシ、俘虜ニ対スル報復手段ハ禁ズ
レ（二条）

「俘虜ハ其ノ人格及名誉ヲ尊重セラルベキ権利ヲ有ス：
レ（三条）

右条約は、さらに第二次世界大戦を経て、現行『捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ捕虜条約』全六編一四三か条となり今日に至っているが、本件は右一九二九年ジュネーブ条約のもとでの事案である。

第一次世界大戦での経験を踏まえ定められた同条約は、俘虜に関する独立した多国間条約としては世界初のものであり同年七月二二日調印された。

しかし、日本は同条約に調印はしたが批准するに至らなかった。当時、外務次官から同条約の批准について意見を求められた海軍次官の回答は、批准すべきではないとする第一の理由を次のように掲示していたことが東京裁判で明らかにされている。

一、帝国軍人の観念よりすれば俘虜たることは予期せざるに反し、外国軍人の観念に於ては必ずしも然らず。従って本条約は形式は相互的なるも、実質上は我方のみ義務を負う片務的なものなり。

当時、日本人は「俘虜になるな、自決せよ」と教育さ

れていたからである。

3. 東条英機陸相の示達による「戦陣訓」

「大東亜戦争」開戦前の一九四一（昭和一六）年一月七日、当時の陸軍大臣東条英機は、宮中において、天皇に拝謁し「戦陣訓」について上奏し、裁可を得て、翌八日陸軍始観兵式に際し、「陸訓」第一号を以てこれを全軍に示達し、戦陣道徳昂揚の資に供した。同「戦陣訓」の「名ヲ惜シム」の項は左記のとおりである。

記

「恥ヲ知ル者ハ強シ。常ニ郷党家門ノ面目ヲ思イ、イヨイヨ奮勵シテソノ期待ニ答ウベシ、生キテ虜因の辱シメヲ受ケズ、死シテ罪禍ノ汚名ヲ残スコトナカレ

虞因の辱しめを受けずとの考え方は、既述のとおりそれ以前からあったとしても、右訓令はこれを軍人の鉄則としたのである。否、右「戦陣訓」は「前戦の将兵のみならず、内地に在る現役軍人および在郷軍人はじめ、銃後の一般国民にも甚だ肝要なる訓練資料」とされた（三浦藤作『戦陣訓精解』同年四月二〇日東洋図書発刊）。原告らも、前述のとおり、初年兵教育においてこれを暗誦させられたのであった。

このような「戦陣訓」による精神教育は、俘虜が「其ノ人格及名誉ヲ尊重セラルベキ権利ヲ有ス」と定めた前記ジュネーブ条約に背理するものであり、この訓令によつて後述の俘虜虐待が公然と行われる日本の精神風土が

次第に醸成されることになるのである。

4. 俘虜条約「準用」の約定

日本が一九二九（昭和四）年の俘虜の待遇に関するジュネーブ条約の加盟国でないため、「大東亜戦争」開戦直後の一九四一（昭和一六）年一月一八日、交戦国であるアメリカは、当該俘虜条約を日本の俘虜と一般人抑留者の両方に適用する意向があること、日本もアメリカ人俘虜と抑留者に同条約を適用することを希望する旨伝えてきた。

翌四二（昭和一七）年一月三日には、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドもまた、同様の意向を伝えてきた。

これらの照会に対して、同年一月二十九日、当時の東郷茂徳外務大臣は、陸軍省の意向を得て左記のように回答した。

記

「日本帝国政府ハ俘虜ノ待遇ニ関スル千九百二十九年ノ国際条約ヲ批准セズ、従ッテ何等同条約ノ拘束ヲ受ケザル次第ナルモ日本ノ権内ニアル『アメリカ』人タル俘虜ニ対シテハ、同条約ノ規則ヲ準用スベシ」
（『俘虜情報』、『俘虜ニ関スル諸法規類集』）
一九二九年条約を日本は批准はしないが、一準用」するとの約定をなしたのである。イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにも同趣旨の回答をなした。

しかるに以下述べるとおり、日本軍の「俘虜処理要領」による俘虜の取り扱いは、右「準用」の約定に反し、同条約が厳に禁じている俘虜虐待にまさに該当し、連合国諸政府からの度重なる厳重な抗議・警告を受けることになる。

5. 白人俘虜利用による「皇民」化政策

先に指摘したとおり日本が各国に準用することを約したジュネーブ条約は「俘虜ハ：公衆ノ好奇心ニ対シテ特ニ保護セラルベシ」と定め、また「俘虜ハ其ノ人格及名誉ヲ尊重セラルベキ権利ヲ有ス」と定めている。

右定めたにも拘らず、東京裁判において以下の事実が明らかにされている。

(一) 朝鮮・台湾軍の英米俘虜利用の企図

一九四二（昭和一七）年二月二八日、井原潤次郎朝鮮軍参謀長は陸軍次官木村兵太郎に次のように打電した。

「半島人の英米崇敬観念を一掃して必勝の信念を確立せしむる為、すこぶる有効にして総督府および軍共に熱望しあるにつき、英米俘虜各一〇〇〇名を朝鮮に収容せられたく、特に配慮をこう：」（『速記録』一四六号）。

また、同年四月二日、台湾軍参謀長樋口敬七郎も俘虜情報局長に次のように打電している。

「主として台湾に於ける農業生産上の労働力とし、一面本島人の訓育指導上の資料として利用致し度」に付

、英米人俘虜約二、三千を取敢えず希望す。台湾総督府も同意見なり。」（『速記録』一四八号）

(二) 朝鮮俘虜收容計画

一九四二（昭和一七）年三月二三日、朝鮮軍司令官板垣征四郎は陸軍大臣東条英機宛に「朝鮮俘虜收容計画」を報告している。同計画は、英米俘虜を朝鮮へ移送する目的について「英米人俘虜を鮮内に收容し朝鮮人に対し、帝国の実力を現実に認識せしむると共に、依然朝鮮人、大部の内心抱懐せる欧米崇拜観念を払拭する為の思想宣伝工作の資に供せんとするに至り」と明記している。そしてその目的を達するため「俘虜をして鮮内主要都市、特に人心不良地（反日的な地域）に於て各種作業に服せ

しめむ」旨の「実施要領」を掲げている。

(三) 俘虜処理要領

陸軍省は同年五月五日「俘虜処理要領」を明らかにした（『俘虜二関スル諸法規類集』）。

同処理要領は「白人俘虜は逐次朝鮮、台湾、満州、支那に収容し生産拡充および軍事上の労務に利用する」こととし、「先ず同年八月末迄に朝鮮台湾等に昭南島（シシガポール）に在る白人俘虜の一部を収容する」「白人以外の俘虜については宣誓解放し、現地に於て之を活用する」旨定めている。また、「俘虜収容所における俘虜の警戒取締は朝鮮人および台湾人を以て編成する特殊部隊に当らせる」としている。

要するに、日本の植民地朝鮮、台湾に移送するのは前記「思想宣伝工作の資」となる「白人俘虜」でなければならぬことを明記し、黄色人種、黒色人種の俘虜は、逃亡しないように宣誓させて現地で使役する方針が執られていたのである。俘虜の警戒取締りに朝鮮人と台湾人を当てるのは前記皇民化のための思想的効果を狙ったものである。

四 俘虜移送と反響

かくて同年五月一六日、陸軍次官木村兵太郎は、南方軍事総司令官に対して「同年五月から八月までの間、シンガポールで俘虜となった白人を台湾へ約二四〇〇名、朝鮮へ約一一〇〇名移送する」旨命じた。

右命令により、同年八月、朝鮮に約一、〇〇〇名の白人

俘虜が到着したのであるが、これによる前記「思想宣伝工作」の効果を朝鮮軍参謀長井原潤次郎は陸軍次官木村兵太郎に対して報告している（『速記録』一四六号）。同報告は、右俘虜到着時の観衆の「主なる言動」を次のように挙げている。

「半島青年が、皇軍の一員として俘虜の監視をしているのを見たとき、涙が出る程嬉しかった。之を知らない人々に『見ろ、半島の青年が英国人俘虜を監視しているではないか』と、大声を挙げて知らしてやりたい衝動に駆られた。」

「我等を下等人として馬鹿にしていた英米人を、俘虜として見るのは夢の様だ。半島人も日本人としての誇りを感じえて気持も一変した。」

「今迄、新聞や映画で皇軍の戦果を見聞しながら多少の疑惑を抱いたが、俘虜を見て、報道の嘘でないことが解った」

「あの力のないひよろひよろした様子を見れば、日本軍に敗れるのは無理もない」。

既述の「皇国臣民の誓詞」による精神教育に加え、白人俘虜を「公衆の好奇心」に晒し、いわゆる「目で見せる実感のある教育」による皇民化政策は、右報告による限りまさに成功を収めたということになろう。

このような俘虜の取扱いは前記ジュネーブ条約に違反することとは明白である。

そして、同条約の基本原則を侵害するこのような日本軍

の俘虜の取扱いが、次に述べるさらなる俘虜虐待に連なり、皇民化された朝鮮人たる原告ら俘虜監視員はその一端を担わされることとなるのである。

6. 朝鮮人俘虜監視員動員の企図

(一) 一九四二（昭和一七）年五月五日の前記陸軍省の「俘虜処理要領」は、朝鮮人、台湾人をもって俘虜の警戒取締りの特殊部隊を編成することを予定していた。この計画に基づいて、同年五月一五日、朝鮮と台湾でそれぞれ俘虜収容所監視員の強制的な募集が開始された。そして、一か月の間に朝鮮各地から青年三二二三名が集められた。

右募集をなした朝鮮軍および陸軍省の意図は、戦争遂行上、不足する人力を補填しようとしたただけではなく、植民地の青年を白人俘虜の監視につかせることによって、全朝鮮人の皇民化を図り、「内鮮一体」、「一視同仁」の実をあげることにあつたことは既に述べたとおりである。

(二) 右企図のもとに動員された原告らを含む朝鮮人俘虜監視員は、前記白人俘虜が京城（現ソウル）、釜山、仁川の市街を行進させられていた一九四二（昭和一七）年八月には陸軍釜山西面臨時軍属教育隊（隊長野口謙陸軍大佐、通称「野口部隊」）で、既述のとおり「皇軍」の一員となるための猛訓練を受けていた。

ちなみに、前記行進する白人俘虜の監視に当たった「半島青年」は右動員された原告らの仲間であった。

7. 俘虜収容所の編成

(一) 俘虜情報局

日本が批准した前記「ハーグ条約一四条」および日本が準用を約した前記「ジュネーブ条約七七条」は戦争開始後、ただちに俘虜に関する一切の問合せに答えるなどの任務を有する「俘虜情報局」を設置することを義務づけている。

一九四一（昭和一六）年一月二日、アメリカ・イギリス・フランスなど連合国に宣戦布告をした日本は

、右条約にのっとり「俘虜情報局」を設置した。同局は、陸軍大臣の管轄下にあつて、陸軍省の外局とされた臨時の官衛（官庁）であつた（東京裁判での陸軍省兵務局長田中隆吉証言）。

右情報局は両条約に基づく情報の交換や情報の収集のための組織であり、俘虜の処遇は担当していなかつた。

（二） 俘虜管理部

占領地の俘虜は、「南方作戦」が一段落する一九四二（昭和一七）年三月に至るまで臨時に野戦俘虜収容所に収容されていたが、前述のとおり予想を上回る数の俘虜についてその取扱いの事務をとりまとめる部署の設置が必要となり、同月三十一日、陸軍省に「俘虜管

理部」が設置された。

俘虜に関する情報収集を行う情報局と捕らえられた俘虜を取扱う管理部とは、共に、陸軍大臣の管轄下に置かれ、その長は情報局長の上村中将が兼任した。

(三) 「外地」俘虜收容所の設置

原告ら俘虜監視員が、前記釜山の野口部隊で激しい初年兵教育を受けていた一九四二（昭和一七）年八月、收容所の機構も着々と整えられ、「外地」俘虜收容所として奉天、朝鮮、香港、上海、台湾、比島（フィリッピン）およびボルネオ各收容所のほか、本件泰（タイ）、馬來（マレー）、爪哇（ジャワ）各收容所が設置され、原告ら朝鮮人軍属の到着を待つて前記「俘

虜処理要領」をもとに運営されることになる。
なお、收容所の機構は「本所」「分所」「分遣所」に
区別されていたことは後述する。

8. 東条英機陸軍大臣の俘虜処理に関する訓示

ジュネーブ条約は「俘虜ノ労働」について詳細な定めを置いている。すなわち、「俘虜ハ何人ト雖モ肉体的ニ不適當ナル労働ニ使役セラルルコトナカルベシ（二九条）
「俘虜ノ一日ノ労働時間（往復時間ヲ含ム）ハ過度ナラザルベク：毎週連続二十四時間成ルベク日曜日ニ休業ヲ与ヘラルベシ（三十条）」
「俘虜ニ依リ為サルル労働ハ作戦行動ニ何等直接関係ナキモノタルベシ（三一条）」
「俘虜ヲ不健康又ハ危険ナル労働ニ使役スベカラズ

(三二条)「労働分遣所制度ハ俘虜收容所ノ制度ト同一タルベシ特ニ其ノ衛生的条件、食糧、災害又ハ病氣ノ場合ノ手当、通信並ニ小包ノ受領ニ関シテ然リトス(三三条)」などである。

ところが、一九四二(昭和一七)年七月七日朝鮮人、台湾人軍属が勤務することになるタイ、マレー、フィリッピン、ジャワ、ボルネオの俘虜收容所長が陸軍省に集められ、当時陸軍大臣東条英機から次のような訓示を受けている(『速記録』一四六号)。

すなわち、「抑々我国は俘虜に対する觀念上其の取扱いに於ても欧米各国と自ら相異なるものあり」とし「俘虜の処理に於いては：嚴重に之れを取締り且一日と雖も無為徒食せしむることなく其の勞力、特技を我が生産拡充

に活用する等総力を挙げて大東亜戦争遂行に資せん事を努むべし」というのである。

「一日と雖も無為徒食させない」ことを強調するこの訓示は、俘虜の労働に関して詳細な規定を設けたジュネーブ条約の精神に悖ることは自明であり、この訓示のもとで後述の「労働分遣所」に収容された俘虜の強制労働が公然と行われるようになるのである。

また同訓示には「俘虜の処置を通して現地民衆に対し大和民族の優秀性を体得せしむると共に皇軍と携えて大東亜共栄圏建設に努力し得るは真に無上の光栄なる所以を自覚せしむべし」とある。俘虜を思想宣伝の資とすることがここでも強調されているのである。

9. ジュネーブ条約の不知

ここで指摘したいことは、右收容所長らに対する訓示はジュネーブ条約との関係で收容所長らがいかなる点に留意すべきかは全く言及されることなく、厳正に俘虜を取締ることが強調されているということである。

陸軍省における右訓示のあと俘虜に関する国際諸法規が配布されはしたものの、「戦陣訓」の精神が浸透していた收容所長らの間で同条約は関心事とならなかった。このことは、ジャワ俘虜收容所長に任命された斎藤正鋭陸軍少将の次の証言からも明らかである（『速記録』一七三号）

同人は、一九四二（昭和一七）年六月満州にいたが、ジャワへの任命を電報で受けると同時に、東京の陸軍省

での会議に出席すべき命令を受けたことから同年七月七日、八日の二日間にわたる同会議に出席した。しかし、同人は「戦場から出て来たばかりで捕虜に関する国際規約は何も知りませんでしたから、同会議の席上質問をしたことは憶ひ出せません」と証言しているのである。

捕虜となるよりも死を選べとの日本軍の鉄則のもとで、原告らのみならず、一般の兵は俘虜の人権を保障するジュネーブ条約について教えられていなかったものであり、このことは「大東亜戦争」において二五〇万の若き日本兵の命がアッツ、サイパンなどに玉碎し、ニューギニア、ビルマなどでは食糧のない飢餓地獄の中で散っていった事実からも自明である。食糧、弾薬が尽きたならすでに戦いの責任ははたしたはずであり、若し彼らがジュ

ネーブ条約の存在を知っていて降伏しさえすればどのくらい尊い命が助かったことであろうか。

他方、原告ら軍属にジュネーブ条約の存在を知らしめなかつた日本軍の教育体制のために、原告らは俘虜虐待にわたる不当な上官の命令に服従し、本件戦犯としての責を問われることとなるのである。

10 ジャワ俘虜收容所関係の俘虜虐待

け ジャワ俘虜收容所の機構

ジャワ俘虜收容所は一九四二（昭和一七）年七月に軍令によって編成を命令され、八月一五日に編成を終了、第一六軍司令官管理の野戦俘虜收容所の俘虜約八

万人の移管を受け、管理業務を開始した。朝鮮人軍属は一四〇〇人に過ぎず、次に述べるバタビア（現ジャカルタ）第五分遣所では俘虜一〇〇人に対して、軍属一人という割合で列車で俘虜を移動させる場合など一車両にやっと一人の軍属が監視するといった状態であった。

ジャワ俘虜收容所の機構をみると、バタビア市中心に所在する俘虜收容所「本所」のもとに実際に俘虜を收容する業務を担う五つの「分所」がジャワ島各地に設けられた。すなわち、①バタビア総分遣所、のちの第一分所②バンドン第一分所、のちの第二分所③チラチヤップ第二分所④スラバヤ第三分所、のちにアンボン、ハルクに派遣第三分所として移動⑤マラン第四分

所である。

右各「分所」のもとに俘虜を収容しておく「分遣所」が設置され、ジャワ全体で約二〇ないし二五の分遣所が存した。

なお、ジャワ俘虜収容所は泰緬鉄道建設および日本「内地」への労働力増強のため一九四三（昭和一八）年三月までに約五万人の俘虜移管を実施した。その結果、チラチャップの第二分所、マランの第四分所は閉鎖された。

原告金は、ジャワ島・スラバヤの第三分所に所属していたが、後述のハルク島に移動し、その後はジャワ島に戻った。

(二) 派遣第三分所の飛行場建設

ところで、大本営は連合国の反攻を予想し「豪洲進攻作戦」のためにオーストラリアを真南に控えるハルク島、アンボン島、セラム島およびフローレス島に分遣所を置き俘虜を使役して飛行場を建設することを指示した。

この間の経緯をみると、大本営は連合軍の反攻を一九四三（昭和一八）年以降と予想し、一九四二（昭和一七）年六月二九日に右建設の指示を出したのであったが、右諸島が散在するバンド海防衛のための第七飛行師団司令部は同年一二月一四日になって漸く編成され、実際に建設の労役に使うための俘虜をジャワ島から右諸島に移送したのは翌四三（昭和一八）年五月で

あり、建設の着手は同年六月であった。その頃はバングラ海の制空権も制海権も既に連合軍の手に落ちかかっていたのである。

ちなみに、日本海軍は一九四二（昭和一七）年ミッドウェーで大敗北をきたし、同年八月には米豪遮断作戦の基地ガダルカナル島に米軍が上陸し、三次におよぶソロモン海戦・南太平洋海戦が展開され、連合軍は反撃に転じていた。翌一九四三（昭和一八）年五月二十九日にはアッツ島の日本軍は全滅した。

そのような差し迫った状況のもとでシャベル、ピッケルなどの道具を使った人海作戦でサンゴ礁の島々に突貫工事で飛行場を作ろうというのである。ハルク島における当時の俘虜虐待の様相を俘虜の一人であった

英空軍將校デニス・ブライアン・メイソンは次のように証言している（『速記録』一四三号）。

「この収容所では俘虜は飢え、殴打されました。大抵の者が病気であったにも拘らず、一日に十時間、主に飛行場の構築に強制的に働かされました。着るものも長靴も俘虜達に給与されませんでした。大多数の者が脚気、マラリア、赤痢で悩まされています。した。病院の患者は飢え、食事に鼠、二十日鼠、犬、猫、蝸牛を補充しなければなりません。医療供給は全然ありませんでした。開放式溝便所だけしか最初の十二カ月間、使用を許されず、その結果、赤痢の蔓延となりました。十五カ月あまりの間に、二〇五〇人内三八六人が病気と飢餓の為死亡しま

した。」

メイスンは、ハルク島に派遣された俘虜は二〇五〇人だと述べている。そのうち、三八六人が死亡したと
いうのである。

ジュネーブ条約は「俘虜ノ食糧ハ其ノ量及質ニ於テ
補充部隊ノモノト同一タルベシ（一一一条）」「被服、
下着及靴ハ捕獲国ニ依リ俘虜ニ支給セラルベシ（一二
条）」「交戦者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且伝染
病予防ノ為必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アル
ベシ（一三条一項）」「俘虜ハ生理的法则ニ適ヒ且常
ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セラルベシ（同
条二項）」と定めている。

右条項はことごとく無視されたことになる。

(三) ジャワ島への引揚げ時の俘虜の死亡

同年中に右飛行場は完成したものの連合軍による爆撃に曝され、日本軍の飛行機が飛来したことは一度もなかった。

そして、一九四四（昭和一九）年八月、ジャワ島への引揚げが開始されたが、乗り込む船すらなく、一度沈没した船を引揚げて用いるなどし、ハルク、アンボン、セラム島の生き残った俘虜を順次乗船させた超満員の船内は筆舌につくしがたい悲惨な状況を呈した。そのうえ、既に制海権、制空権を失ったバンダ海の航行は、まさに“死の航海”であった。生き残った者も右引揚げの途中、その大部分が死亡し、同年一月下

旬ジャワ島に辿り着いた者は六〇〇人余りであった。この間の俘虜の状態についてブラックウッド大尉は次のように証言している（『速記録一三五号』）。

「彼ら（俘虜）の多くは不具の脚氣でしたし、数名は半狂乱で、全員哀れなほど弱っておりました。彼らは私の分遣隊で残っていた四八〇名ばかりの者と、ごちゃごちゃに入り混じってどうにかして、船に詰めこまれた。甲板や舷門には覆とてなく、ハッチには、真の重病人が数名居るだけの余地しかありませんでした。」

人々は皆、凸凹した薪の束の上に散らばって横になり、熱帯の太陽を受けて、恐ろしく火ぶくれになっ
ていました。舌は黒ずみ始め、シャツを着ていな

11.

ジャワ抑留所関係の虐待

い剝出しの肩は出血し始め多くの者には正気の痕跡もなくなりました。夜は死にかけている者のわめき声や叫び声眠ろうとする疲れきった者の呪詛、脚気で死のうとする者を苦しめる絶えざるしゃっくりで満ちていました。-

右ジャワ派遣第三分所の俘虜が受けた悲惨な虐待に対し敗戦後、同分所長陸軍中佐阿南三蘇男はイギリス法廷シンガポール地区で死刑を宣告され、右俘虜の監視員であった朝鮮人軍属も多数戦犯に問われることになる。

(H) オランダの植民地であったジャワにはオランダの民間人が多数いたことから、ジャワ俘虜収容所には一九四四（昭和一九）年三月に連合国の民間人を抑留する「抑留所」が兼設された。

抑留者の数は約一万人に達したため、その警備は日本人、朝鮮人の手では担いきれないところから三、〇〇〇人のインドネシア人を兵補として採用し、彼らに訓練を施し、警備に当らせることになった。この訓練に原告文~~から~~朝鮮人軍属が当たった。

ジャワ島スマランに所在した最大の抑留所「ジャワ抑留所第二分所第四分遣所」においては、オランダ人および混血の女性のみ五、〇〇〇人を、日本人将校一人、下士官一人、朝鮮人軍属二人へのちに三人増員）お

よびインドネシア人兵補一五人で管理した。

スマランには、右分遣所のほか、女性と子供を収容する第一分遣所、男性だけの第三分遣所、女性のみの第四および原告文[]の所属する五分遣所があった。

(二) 右抑留所勤務の原告文[]ら朝鮮人軍属は、飢餓状態、医薬品の不足、日常生活上のトラブル、殴打を問題にされ、戦後、戦犯として告発されることになった。日本人下士官一人、朝鮮人軍属一人とインドネシア人兵補で運営していた或る分遣所では、日本人、朝鮮人が共に戦犯となった。一〇〇%の戦犯告発である。こうした事態は、ジャワの抑留所では、かなり共通しており、戦闘のほとんどなかったジャワ島で多くの

戦犯が出たのは、この一般民間人と婦女子の抑留所問題があったからである。

12.

マレー俘虜収容所関係の俘虜虐待

(一) マレー俘虜収容所の機構

一九四二（昭和一七）年八月一五日編成を完了したマレー俘虜収容所は「本所」をシンガポールの東端チヤンギーに置き、原告尹が所属していたスマトラ島メダンに「第一分所」、同島の石油基地パレンバンに「第二分所」、そのほか「第三ないし五分所」が置かれた。

尤も、翌四三（昭和一八）年四月第四分所（俘虜三

〇〇〇人）および第五分所（俘虜七、〇〇〇人）は泰緬
鉄道建設のためタイ（蜂須賀分所）およびビルマ（板
野分所）へ移動し閉鎖された。

(二) スマトラ南部パレンバン飛行場建設のための俘虜
待

戦局が目に見えて悪化しはじめた一九四三（昭和一
八）年一二月二八日、石油供給基地パレンバンを絶対
防衛するために第九飛行師団が新設された。そして、
連合軍空軍の攻撃に備え精油所を中心に五〇〇キロ圏
内における防空情報網をつくること、五〇キロ圏内に
防空飛行場群をつくること、約二〇キロ圏内に地上防
空諸陣地をつくることが計画された。この計画にそつ

て、パレンバン市街から七五キロと五〇キロ地点に飛行場を建設する突貫工事が開始された。

第二分所の「第一分遣所」収容のイギリス人俘虜三四〇〇人とジャワから移送されたオランダ人俘虜二、八〇〇人により、ツルハシ、モッコ、シャベル使用の人海戦術で同工事が強行された。ジャングルを切り開き、木の根を掘り起こす作業は後述の泰緬鉄道の現場に優るとも劣らない苦しい重労働であり、俘虜はみるみる骨と皮ばかりになっていった。

俘虜に与えられる代表的な献立は、朝は薄い粥、昼はお粥に芋の葉、夜は米飯に乾魚または肉であったが、一九四四（昭和一九）年五月以降は、新鮮な肉や魚の支給は全くなく、乾燥肉と乾魚の何れかが一日約一

○グラム支給された。カタカタと骨のぶつかるとような音をたてながら、ゆうれいのように俘虜が歩く。

一九四五（昭和二〇）年初め、飛行場建設が終ると、これらの俘虜のうち老人や患者など重労働に耐えられそうにない者は、パレンバン市内から五、六キロ離れたスンゲイグロンに移送されたが、右俘虜は、敗戦間際の一九四五（昭和二〇）年六月頃から相次いで死亡しはじめ、同月四二人、七月九九人、八月一三五人を数えた。その原因は栄養失調と全般的疲労、それに伴う心臓病である（『速記録』一三七）。

（三） 中部スマトラ横断鉄道建設のための俘虜虐待

一九四四（昭和一九）年、シンガポールの南方総軍

は、中部スマトラの無煙炭露天鉱床より産出する石灰とマレト半島の鉄鉱石・石灰石を利用し南方での製鉄を企図した。これを実現するためには、中部スマトラのムアラからパカンバル港への石灰を積出さなければならぬ。そこで、スマトラ島の背梁バリサン山脈をこえて、インド洋側のパダンとマラッカ海峡に面するパカンバルを結ぶ「中部スマトラ横断鉄道」二二〇キロの建設が計画された。

この鉄道建設は後述の泰緬鉄道の難工事を完成させた鉄道第九連隊第四大隊が当り、ジャワ人口ームシヤとパレンバンから移動した一、五〇〇人のオランダ人俘虜へ飛行場完成後、まだ体力のありそうな者を選出〜が使役された。

建設予定線の平地でさえも出没する虎と湿地帯に悩まされながらの難工事に同年一月末ごろには一か月に八〇名の俘虜が死亡する事態が生じた。その原因は食糧不足と苛酷な労働によるものと俘虜は証言している。俘虜の一人リングー少佐の証言によれば、一九四五（昭和二〇）年六月一六日頃、八月一五日までに鉄道を完成しなければならぬ、そのため、歩くことのできる者は全員仕事に出なければならぬと通告された。そして、俘虜の健康状態は、いたるところで急速に悪化した。薬は全然手に入らない。監視兵と鉄道隊の酷使によって、俘虜は全員疲れはて、意気喪失していた（『速記録』一四〇号）。

一九四五（昭和二〇）年八月一五日、日本の敗戦の

その日、大本營の作戦によるこの中部スマトラ横断鉄道は完成したものの、汽車一台走らせることなく終わった。

大本營の誤った作戦計画のもとでこれら俘虜の監視に当たった朝鮮人軍属の或る者は、B C級戦犯としてチャンギー刑務所で絞首刑に処せられた。

四 スマトラ北部軍用道路建設のための俘虜虐待

標高一、〇〇〇メートルを越える北スマトラ中央部のスルブランギット山脈ぞいに、クタチャネからブランクジュレンを通過してタケグンに至る戦略道路工事にも、俘虜三、〇〇〇名が使役された。

メダンのマレー俘虜収容所第一分所に配属されている

た原告尹ら朝鮮人軍属が、山奥のこの工事現場に急遽つくられた分遣所のメダンから山中のクタチャネに俘虜を移動し、右俘虜の監視業務に当った。工事の進捗にあわせて工兵連隊に必要な数の俘虜を引き渡す仕事が始まった。

ここでも俘虜はアメリカ赤痢に悩まされていたが医薬品は不足し、また食糧は恒常に不足した。

一九四五（昭和二〇）年二月頃、この自動車道路が完成しないうちに引揚命令が出された。

原告尹ら朝鮮人軍属は俘虜と共にクタチャネからメダンまでの山道を越えて移動することとなったが、トラックはなく行軍するほかなかった。途上、落伍する俘虜を収容する車もない状態で監視員らは殴打してで

も自力で歩かせる以外俘虜を救う方法はなかった。
敗戦後、原告尹はじめ一二人の朝鮮人軍属全員が戦犯として有罪判決を受けた。

13.

タイ俘虜収容所関係の俘虜虐待

―「死の泰緬鉄道」―

一、インパール作戦と泰緬鉄道

(一) 大本営の命令

大本営（天皇を軍事統帥面で補佐する最高の作戦指導機関）は一九四二（昭和一七）年六月七日南方軍に対して「泰緬連接鉄道」建設準備命令を発した

。同命令には「俘虜約五万名を協力せしめる」とある。

右命令にもとづき南方軍鉄道隊―第二鉄道監部、鉄道第九連隊（鉄九）、鉄道第五連隊（鉄五）、第四特攻鉄道隊（四特）などは、俘虜（約五万五〇〇〇人）および東南アジア労務者（約七万人）を使役し、同年七月から四三年一〇月までの僅か一年三か月の間に、タイのノンブラドックとビルマのタンビザヤを結ぶ四一四・九一六キロの間に同鉄道を敷設した。

右鉄道建設工事は、熱帯の重畳山岳地帯の密林を分けて入り、断崖に路盤を作り、迂回路の探し出せない岩山は、岩場カットを行ななどの難工事である

にも拘らず、工事期間は極めて短く、一年五か月と予定された。これだけの難工事には普通六〜七年かかるのが鉄道隊の予測だというが、それを五分の一に縮めたことになる。

そのうえ、大本営は、後述のインパール作戦展開のため、一九四三（昭和一八）年二月、右工期を二か月も大幅に短縮するよう命令したため、昼夜兼行の突貫工事となり、同鉄道は右命令どおり、一九四三（昭和一八）年一〇月一七日全面開通したのである。

この間、食糧も薬品も欠乏した状況のもとで、栄養失調と病気で痩せ細った俘虜五万五〇〇〇人が強制労働を強いられ、うち約一万三〇〇〇人が死亡し

た。ちなみに泰緬鉄道では、C五六機関車を通すために一メートルに一本の枕木が必要であった（前掲岩波ブックレット六二頁）。

(二) ビルマ平定作戦

一九三七（昭和一二）年日華事変勃発後、蒋介石は国民政府を重慶に移し、英・米の援助のもとに徹底抗戦を決意し、ここに日華事変は長期戦に突入するに至ったことは既に述べた。

一九四一年開戦の「大東亞戦争」初期における「四大進攻作戦」の第四は前記のとおり英・米による大陸の蔣政権援助ルートを遮断するビルマ平定作戦であった。これは、日華事変四年間の経過からして一刻もゆ

るがせにできない作戦計画であり、日本軍は緒戦の勢いによって、ここでもまた、またたくまに全土を平定した。

ちなみに、開戦の一月八日未明、日本軍は当時中立を宣言していたタイ国（ビルマの隣国）政府のタイ国内通過の承認を得られないまま、タイ領マレー半島東岸に強行上陸し、タイ国軍と半日におよぶ戦闘をなした。このような日本軍の武力による威嚇・行使により、同月二一日、日タイ同盟条約が締結され、翌四二年一月二五日タイ国は英米に宣戦布告をなし、日本軍のタイ国内通過を正式に承認した。日本の敗戦後、タイ政府は日タイ同盟は強要されたものであると主張し、連合国もそれを認め、タイは

敗戦国の扱いを受けなかった。

ところで、日本軍はビルマ平定作戦においてビルマへの突破口となったビルマ・タイ国境 \parallel 泰緬国境を越えて食糧その他軍用物資をビルマ戦線に補給する補給路が全く確保されていないことにまず何よりも驚いた。態勢を挽回した英印軍が各地から反攻に転ずるのは目に見えている。

これに対抗する南はラングーン、アキャプから北はマンダレーを経てミートキナー、さらにインパールへ広がった戦線への後方補給路は右泰緬国境以外はなかった。海路といえど、「昭南」と名を改めたシンガポールからインド洋への海路は嵐という天然現象があるうえ、敵の潜水艦、飛行機による襲撃が予想されたか

らである。

そこで泰緬鉄道はビルマに兵を進めるための絶対的
必要条件であった。

大本營の南方軍に対する無理な「泰緬連接鉄道」建
設準備命令による著しく多数の俘虜の使役・虐待は右
のビルマ平定作戦に帰因するのである。

（三） インパール作戦

ジュネブ条約三一条は「俘虜ニ依リ為サルル勞力ハ
作戦行動ニ何等直接関係ナキモノタルベシ」と定めて
いた。ビルマ平定作戦に不可欠な右泰緬鉄道建設のた
めの俘虜の勞力は同条約違反の謗を免れないが、さら
にインパール作戦のため工期を大幅に短縮し栄養失調

と病気で瘦せ細った俘虜に決定的に苛酷な労働を強い
たことは国際法上断じて許されることではなかった。

ここにインパール作戦とは、ビルマに進入した日本
軍が幾多の作戦によってほぼビルマ全土を占領したあ
と、さらにビルマ国境を越え、インパールを経てイン
ドに進攻しようとした一大作戦をいう。この作戦はビ
ルマを確保するためにはビルマの防衛線を国境外に推
進しなければならぬとする戦略と、インドに兵を入
れ、インドを独立させて英国を浮き上がらせ、英米の
連合戦線を分断することによって太平洋戦争を終結に
導いてゆきたいとする戦略とが結びついて企図された
ものであった（丸山静雄『インパール作戦従軍記』岩
波新書）。

これより先、一九四二（昭和一七）年四月一八日、前記アメリカ陸軍機の日本本土空襲が開始され、やがて前記連合軍の反撃が始まり、インパール作戦の開始が企図された頃には日本軍は全戦線で殆ど行き詰まり状態にあった。国民の気持は暗く、今のうちに士気を鼓舞し、銃後の民心を昂揚しなければならぬとする要請が強かったが、そのためにはインパール作戦の展開しかなく、「死中に活を求めろ」といった期待がこの作戦にかけられていた。そこには「インパール作戦さえうまくいけば」という思いがあった。インパール作戦は、そうした悲願の作戦であった。

泰緬鉄道の大幅な工期短縮の大本営命令によるこれまでにない大規模にして苛酷な俘虜虐待は、このよう

な深刻なインパール作戦に帰因しているものであり、その至上命令のもとに酷使した俘虜の三分の一を死亡させ、現在なおそのときの虐待の後遺症で病床に呻吟するものは数え切れないという事態を招来したのである。

かかる泰緬鉄道建設のための俘虜虐待は、広島、長崎の原爆投下と同等、あるいはそれ以上の悲惨事として喧伝されている。

東京裁判に提出された陸軍中佐C・H・カップの宣誓口述書には次の記載がある。

「我々一行が移ったどの鉄道建設収容所でも、設備が完成しておらず建物には屋根もなかった。当時季節風の雨が降っていた。これらの収容所内の食物

は、米と葱の汁か、あるいは米と豆の汁だけだった。

始終我々の長靴はボロボロになっていた。そして衣類や履物の履きかえもなかった。長靴を履いたままの線路上の仕事は、一日中泥土や水の中にあるので非常に困難であった。その後、我々は線路に石を敷き兵達は靴なしでこれらの石の上を横切ったり、石切場で働かねばならなかった。

仕事の時間は一日十二時間から二十時間の間であった。一日十二時間、十四時間というのが最も普通であった。通常、兵達は午前八時に出掛けて午後十時に帰って来た。我々には休日は無かった。我々の最初の休日は鉄道が開通して、九月の十九日か二十日頃、線路が、我々の収容所近くに接合された時だ

った。我々は五月十四、五日頃に着手して、九月まで休みなく毎夜毎夜働き通した。何カ月も何カ月も兵士達は日中に彼等の収容所を見ることはなかった。毎日毎日そして一日に何回も、働く人間の数を減らすようと努力して、私は抗議をし、軍医将校も抗議をし、また副官も抗議をしたが何ら日本人を抑制せしむることはできなかつた。彼らが言うには、兵達は仕事へと駆り立てる。もし、一千人が仕事に必要なら、その健康状態の如何を問わず一千人を連れて行くのだと。

魚を数片入れた米飯が配給の食料であった。初めの中は、米はかなり沢山であったが、兵が病気になる、直ちに配給は労務者に与えられる分量の三分

のーに減らされた。病人はそれから飢えて再起することとは不可能であった。」「(『速記録』一三三号) 同中佐は、また、鉄道建設のためには、イギリス人およびオーストラリア人の俘虜の犠牲は問題ではないこと、あらゆる犠牲をはらって、命令された期間内に完成させなければならぬと言われたことも述べている。

四 タイ俘虜収容所の機構

タイ俘虜収容所の「本所」はバンコクに所在し、泰緬鉄道建設地に添ってタイ側に第一、二および四分所、ジャワより移動した六分所および前記マレー第四分所が移動してきた蜂須賀分所があり、同ビルマ側には

第三分所、ジャワから移動した五分所および前記マレ
ー第五分所が移動してきた板野分所が存した。ジャワ、
マレー俘虜収容所の多数の俘虜も泰緬鉄道建設に投入
されたのである。

原告文 ■■■ は第二分所に配属され、泰緬鉄道建設現
場のチョンカイ、クリアンクライなどに分駐し俘虜の
監視に当たった。

また原告李は右第四分所のもとのバンコクの第三分
遣所に配属され、一九四三（昭和一八）年二月、泰緬
鉄道建設現場のヒントクに分駐する命令を受け、イギ
リス、オランダ、オーストラリア人の俘虜五〇〇名を
連れて同所に赴いた。ヒントクには鉄道第九連隊第四
大隊が受け持つ工事区間七五キロのなかで、最大の難

所とされる地点があった。同原告はその後ワンヤイの第四分所に移った。

期日までの鉄道完成は、大本営の絶対命令であり、俘虜監視員である原告らの属する収容所に右命令どおり工事を完成しなければならぬ鉄道隊から毎日作業員の割当表が届いた。しかし、慢性的栄養失調と、病人の統出している俘虜を管理する収容所側は、右割当通りの健康な人員の俘虜を揃えることができない。鉄道隊側は割当通りの人員を出すよう収容所側にしばしば督促してきた。そこで、収容所側は病人でも、症状の軽そうな者を選んで作業に出さざるを得ず俘虜に無理を強いることになる。

このような状況のもとで原告らは工事現場への俘虜

の引率、監視督励を命じられ前記突貫工事に俘虜を
役する結果となったのである。

右大本営・鉄道建設隊・俘虜収容所の命令の下で俘
虜監視員をしていた原告兩名は、敗戦後の連合国によ
る本件戦争犯罪裁判で死刑の宣告を受け、日本の戦争
責任を肩代わりさせられることになったのである。

14

俘虜虐待に対する連合国の抗議・警告

一九四一年一二月、アメリカが日本政府へ「ジュネー
ブ条約」の遵守を申し入れてきたことは前記「俘虜条約
「準用」の約定」の項で指摘したが、爾来三年半にわた
り、連合国は、日本の俘虜取扱いに対し何回となく抗議
を申し入れている。中立国スイス公使を通じてなされた

俘虜収容所訪問（視察）の要請だけでも一三四回に及んでいる。また、ラジオを通じて日本の軍隊による残虐行為その他の戦争法規違反が報道され、かかる行為が、日本政府の戦争責任を問うことになるとの警告もなされていた。

これら公式抗議はもちろん、ラジオでなされた抗議も日本の外務省はすべて記録し、各省に配布していた。ポツダム宣言一〇項の戦争犯罪人処罰の条項に俘虜虐待が特記されているのは右の経緯による当然の定めである。

以上詳述したとおり、日本軍が俘虜の待遇に関する国際法に違反したことは明らかな事実であり、原告らが戦争犯

罪裁判で有罪とされ本件生命・身体の自由に関する損失を被ったのは、まさに右日本軍の俘虜処理政策のためである。既に明らかなおり、日本国は本件損失補償の責任を条理上当然に負うべきものと思料する。

〔参考文献〕

- 内海 愛子 『朝鮮人BC級戦犯の記録』 勁草書房
村井 吉敬 『赤道下の朝鮮人叛乱』 同
広池 俊雄 『泰緬鉄道―戦場に残る橋』 読売新聞社
吹浦 忠正 『捕虜の文明史』 新潮選書
同 『聞き書日本人捕虜』 図書出版社
住谷雄幸ほか編 『東京裁判ハンドブック』 青木書店
『一億人の昭和史・3 太平洋戦争』 毎日新聞社

(一〇二〜一〇八頁欠)

四、日本政府の未済の戦後責任

原告ら「同進会」の三五年間に及ぶ謝罪・補償要請

1 「同進会」設立前の原告ら韓国・朝鮮人B C級戦犯者の
状況

朝鮮人B C級戦犯者は、総数一四八名うち二三名が死刑に処せられて死亡し、一二五名が懲役刑に処せられた。そのほとんどが当時二〇歳台の青年であった。懲役刑に服した者は、判決後現地において服役したが、一九五一年ごろまでに、東京スガモプリズンに移送され、平和条約発効の一九五二年四月からは、日本政府の巢鴨刑務所内で拘禁された。その間、彼らは故郷韓国・朝鮮に家族を残したまま一日千秋の思いで出所の日を待っていた。彼らは、一九五〇年三月肺結核を患っていた丁奎文が出所を許されたのを

初めとして仮釈放等の措置により少しづついわばさみだれ式に出所を許されて、出所して行った。

後記「同進会」が発足する一九五五年ごろまでには、すでに出所した者の外、なお、二八名が刑務所内で服役していた。

これら、出所した者は、自由の身となって欣喜雀躍するのが一般の例であるが、韓国・朝鮮人戦犯者にとっては出所は即住む場所と食べる物のないところへ放り出されることを意味していた。韓国・朝鮮内から直接南方地域に送られた彼らには、日本国内に親族、身内というものがいないのである。このような事情から出所後の生活困窮のため自殺する者が二名（許■■■■、梁■■■■）も出る深刻悲惨な状況であった。これらの状況から原告尹■■■■のように出所後の住居・就職の斡旋、生業資金の交付を要求して出所を拒否す

るものもあった。

2

「同進会」の設立とその目的

右のような状況をみるにつけ朝鮮人B C級戦犯者らは、出所したか否かを問わず、全員で考え実行しなければならぬ問題が多々あることに思いを至し、従来彼らの巢鴨刑務所内の親睦団体であった「韓人会」を発展的に解消して、一九五五年四月一日朝鮮人B C級戦犯者及び刑死者遺族全員をもって構成する「韓国出身戦犯者同進会」を創立した。（同会は、一九八三年四月から「同進会」と改称した。以下改称の前後を問わず「同進会」という）

同進会の目的は「創立の本旨に基き相互扶助の下に基本的人権並びに生活権の確保を目的とする」ものであり（規約二条）、その事業の主要な一つは「日本政府と交渉に関

する事項」である（同三条二号）。ここに「日本政府と交渉」とは全会員を代表して、「刑死者に関する事項」（同条四号）である遺骨送還の要請並びに生活資金の支給、貸与、住宅及び就職の斡旋等のいわゆる一般的な「生活保護」の要請をなすとともに「国家補償」の要請を主たる交渉事項とするものであった。

3 「同進会」の国家補償要請活動とこれに対する日本政府の態度

(一) 同進会は創立後直ちに日本政府に対する活発な要請活動を開始した。

まず、一九五五年四月二三日、時の内閣総理大臣鳩山一郎に対し、当面の衣食住の「生活保護」などを要請した（ただし創立間もなかったため名義は「韓国出身戦犯

者一同代表李（広村）鶴来名義）

ついで翌一九五六年二月二五日には、同進会代表李鶴来名義で、明確に「国家補償」要求として刑死者遺族に対し、刑死者一人当り金五〇〇万円、服役戦犯者に対し逮捕日から出所日まで拘禁日数一日当り金五〇〇円の割合による金額の支給を要請した。

□ 右のような国家補償の要請は、内閣が代ることに歴代の鳩山、石橋、岸、池田、佐藤各内閣総理大臣及び内閣官房長官、厚生大臣等に対し続けられた。

これらの同進会からの継続的な国家補償要請に対し、一九五六年四月五日鳩山首相が同進会代表に対し「善処」を約束したのを初めとして、田中官房副長官、中村法務大臣、石田官房副長官、藤原総務副長官、岡崎官房副長官、田中龍夫官房副長官、唐沢法務大臣らが挙って、

「皆さんの意に沿うように善処したい」「出来るだけ皆さんが満足するようにしたい」「要請書の内容からしてなんとかせねばならないと思う」「政府として誠に申訳ない、早急に善処したい」と国家補償要請に応じてこれを解決することを約する旨繰り返し回答していた。

さらに、一九五八年三月二六日同進会代表委員と面談した田中龍夫内閣官房副長官は「次官会議に図る」旨約束したうえ、同年四月一日同副長官は同進会代表委員に対し、次官会議の結論として決定した清交会（財団法人・会長田中武雄元朝鮮総督府政務総監）らとの協議の結論として、

- ① 問題の性質上、大局的な観点から問題を解決する。
- ② 今後内閣官房副長官は清交会々長、友和会々長と協議して促進を図る。

㊦ 事務的なことは至急に内閣審議室長が担当して積極的に調査する。

ことを決定した旨通知した。

さらに同月一五日同進会代表委員に面談した渡辺内閣審議官は

「新内閣が出来てから具体化されると思う。皆さんが納得ゆく様に政府として誠意を示したい。」

と述べ、また同年六月六日同代表委員と面談した田中龍夫内閣官房副長官は

「国の財政のこともあるが、早急に善処したい。」
とまで述べて、国家補償の実現化を約束した。

㊧ しかるに、その後も国家補償について政府は何らの措置もせず、事態が進展をみなかかったので同進会では引き続きいて政府交渉を行なった。

一九六二年一〇月二一日同進会代表は古谷総務副長官、近藤参事官と交渉した。その際、同副長官は「巢鴨刑務所第三国人の慰藉について、37・10・11内閣審議室」と題する文書を手交したが同文書は「二年の従軍契約の不履行」、「従軍中の俸給の一部不払及び天引貯金」等の事実を認めながら、結論として、日本政府は同進会の要求にかかる国家補償要求について、「補償要求に必ずべき義務はない」としているものであり、前記政府当局者の国家補償実現約束と明らかに背反するものであった。

④ しかし、「同進会」はこれにも屈せず、「台湾出身戦犯者同志会」と連名で右文書を論駁する同年一二月二日付「国家補償要請について」を政府に提出し、さらに「国家補償」の要求を継続した。

即ち、同月二〇日以降同進会代表は古谷総務副長官の指示により交渉の相手となった近藤参事官との面談を繰り返した。折りから日韓会談が行なわれていた最中であったが近藤参事官は同日同進会代表に対し

「皆さんのことは最優先して善処すべきである。日韓会談も事実上妥結している。責任をもって年度内に解決したい。」

と述べ、また翌一九六三年三月七日には

「事務当局の意見は一致しており、成案を官房長官に提出しているので連絡待ちである。」

一、遺骨 二、補償 三、今後の生計 を骨子にした。」

と述べ、この結果同月二二日には総務長官が、近藤参事官同席のうえで清交会田中氏、原田氏に対し、

「関係者の了解を受けており、よく事情を聞いた上で、私の腹をきめ、閣議に報告して決めたい。」
と言明するに至った。

(五) ところが、その後も政府は「国家補償」について具体的な措置を取らないばかりか、右のような国家「補償」実施の約束にもかかわらず、一九六五年五月二五日、日本政府（外務省）は一転して、これらの問題は「日韓会谈で一括解決した」と言明し、以後同進会からの国家補償要請に対し、一切拒絶する態度に出たのである。

同進会はその後も一九七七年九月福田内閣総理大臣に対し、刑死者の遺族に対し刑死者一人当り金五〇〇万円、服役者に対し拘禁日数一日当り金五、〇〇〇円の割合の金額を支給することを要求し、一九九〇年八月二八日海部内閣総理大臣に対し、同旨の要請をするなど国家

補償の要請を繰り返した行が、日本政府はこれに応ずることなく今日に至っている。

右の経緯に照らし、韓国・朝鮮人B C級戦犯者及び刑死者の遺族をもって構成する同進会の国家補償の要請に対する日本政府内閣総理大臣その他の当局者の態度、所為は信義則及び禁反言に明らかに違背し違法であること明白である。

原告らに対して日本政府は条理上当然に本件国家補償をなすべきところ、原告らの過去三五年間にわたる真摯な要請にかかわらず、いわゆる戦後責任を放置しているものである。

第二、原告らの地位、逮捕・裁判・拘禁等の経緯

一 原告文

1 入隊までの経歴

原告文()は、韓国全羅南道求禮郡良文面に生まれた。

生家は裕福な造り酒屋で父は郡守(郡長)や警察署長等とも知り合っている有力者であった。

家族は父母と長男である原告及び一人の弟妹で、原告は一九三六(昭和一一)年から日本に留学、東京神田の錦城中学に通学し、一九四一(昭和一六)年帰国し、郷里に帰った。

2 軍属として入隊した経緯

前記第一、三五六で述べたとおり、一九四二年朝鮮総督府、朝鮮軍司令部は、朝鮮人に対する俘虜収容所監視

員募集の計画を実施した。

原告文 ■■■ の居住地求禮郡でも募集活動が行なわれた。留学帰りで家庭環境も良い原告文 ■■■ に対しては早速に注目され、郡守及び警察署長が直接原告文 ■■■ の父を訪れ、「あんたのところの息子が行けば他にもいい影響が出る。是非出してくれ、必ず二年で返すから」と申入れた。これに対し、原告文 ■■■ の父は、「長男だから行かせることはできない」と反対した。しかし当時「大日本帝国」統治下の韓国内では日本人の郡守、警察署長らの権力は絶大であり、その申入れを断れば、物資の配給を停止されるなどの圧力をかけられることは必至であったから、重ねての執拗な強要に対して、原告文 ■■■ の父は長男である原告文 ■■■ を一時手離すことにせざるを得ず、したがって、原告文 ■■■ 自身もこれに応ぜざるを得なかつた。

った。このころ、原告文[]は韓国内各地で日本からの強制連行、強制徴用がなされていることを聞き知っていたので、強制連行、強制徴用されるより待遇がよいのではないかとの心情からこれに応じたという事情もあった。このとき郡役所において提示された募集要項はつぎのとおりであった。

- ① 募集者 朝鮮総督府
- ② 任務 俘虜監視
- ③ 身分 陸軍軍属、傭人
- ④ 待遇 一か月金五〇円
- ⑤ 服務年限 二年間契約

3 野口部隊での訓練

原告文[]は右経緯から一九四二（昭和一七）年六月一二日陸軍軍属傭人として、まず、釜山西面の野口部隊

(部隊長野口讓陸軍大佐)に入隊させられ、入隊時に原告文[]ら朝鮮人軍属は、上官の命令はそのことの如何を問わず直ちに服従すべきことが明記された軍属誡法遵守の誓約を強制されたうえ、同年八月二〇日まで軍人勅諭及び戦陣訓による精神教育を初年兵教育と同様の殴打等を伴う苛酷かつ非人間的な軍事的訓練を受けた。原告文[]は俘虜監視業務に関する訓練は予期したが、かかる初年兵教育の如き軍事教育、軍事訓練は予想外のものであった。

4 俘虜収容所での服務

原告文[]は釜山での二か月の訓練の後一九四二年九月二五日、タイ国のタイ俘虜収容所に送られ、第二分所勤務を命ぜられ、泰緬鉄道建設現場のチョンカイ、クリアンクライなどで俘虜収容所の監視に当たった。

前記第一、三13で述べたとおり、泰緬鉄道建設工事で
俘虜は食糧不足、医薬品の欠乏の中で強制労働させられ
たが、これは日本軍司令部の作戦並びに命令下に行なわ
れたもので、最末端の軍属である原告文[]が何らなす
すべもないものである。とくに俘虜の就労については、
現地の軍からの、「今日は工事のため俘虜を何人出せ」
という指令によってなされたもので、収容所側は何の権
限も力もなく、これに従わざるを得なかったものである。

原告文[]は、一九四四（昭和一九）年六月一三日軍
属としての契約期間二年間が経過したので、「約束の二
年になったので郷里（くに）へ帰してもらいたい」と第
二分所長柳田中佐に申し入れたが、同中佐からは言下に
拒絶された。原告文[]としてはそれ以上申し入れても
無駄であり、かえって殴られるなど不利益を科されるこ

ともなりかねないのでそのまま強制下の勤務に従事せざるを得なかった。

5 戦犯容疑者としての逮捕、裁判の模様

一九四五（昭和二〇）年八月一五日日本敗戦の際、原告文[■]は奥地のナコンナヨークのタイ俘虜収容所第七分所に勤務していたが、進駐してきたイギリス軍により同年九月二十九日元俘虜から首実検され、戦犯容疑者として逮捕され、バンコックのバンワン刑務所に拘禁された。さらにシンガポールのチャンギー刑務所に移送され、シンガポール英国軍事法廷で、一九四六（昭和二一）年八月二三日BC級戦犯の裁判を受けた。起訴内容は「俘虜虐待①食糧不足②医薬品の不足③労働の強制、以上の原因により俘虜一名死亡」というものであったが、前述のとおり、いずれの訴因も最末端の軍属である原告文[■]

がこれを左右できる性質のものでなく、その責任は挙げ
て日本軍において負うべきものであった。右訴因のうち
俘虜一名の死亡は、俘虜である軍医から、俘虜一名が従
前から患っていた脚気により心不全で死亡したとの報告
を受け、これを鄭重に埋葬したもので、原告文 [] 自身
はその死亡に全く関与していない。

原告文 [] に対する裁判は当日一日だけで、弁護人は
同席したが事前の打合せもなく、法廷では一言も発しな
かった。原告文 [] 自身は、若干の弁明をしたが、審理
終結後直ちに原告文 [] に対し、絞首刑の判決の宣告が
なされた。

6 判決後の減刑、服役の状況

死刑判決後は直ちにチャンギー刑務所死刑囚監房（独
房）に移された。原告文 [] は同監房で死刑判決を受け

たあとの恐怖感に日夜さいなまれ続けた後、一九四六年
一二月二日「再審の結果」だという理由で懲役一〇年に
減刑された。その後はそのままチャンギー刑務所で服役
した。同刑務所での服役中は、熱帯高温の土地柄の房内
という悪環境で苦しめられた外一日一〇〇〇カロリーの
食物しか給されず、常に空腹にさいなまれた。故郷を離
れ、だれ一人近親者が訪ねるでもなく、とりわけ、自分
は韓国人であるのに、韓国を植民地とした日本に協力し、
日本軍隊のために罪に服しているというやり切れなさは
原告文 ■■■ 自身の心身を著しく傷つけるものであった。

原告文 ■■■ は他のB C級戦犯とともに日本に送還され、
引き続いてスガモプリズンにおいて服役した。スガモプ
リズンでは食糧もチャンギーほど乏しくなくなったが、
拘禁されていることには変わりなく、原告文 ■■■ は人生で

もっとも大事な青春の期間をB C級戦犯として刑務所の中で拘禁されて空費したのである。

7 出所時及び出所後の生活状況

一九五二（昭和二七）年四月八日原告文[]は仮出所により出所した。しかし、当時朝鮮半島から入隊して戦犯となった出所者にとって日本国内には親族は皆無であり、所持する金も交通費相当額として支給された一五〇〇円程度にすぎず、宿泊するところもないため、その日から路頭に迷う深刻な事態であった。

原告文[]は、チャンギ刑務所で知り合いすでに現地で釈放され、日本にきていた友人を頼って川崎へ行き、その後立川、栃木、茨城の常陸太田などを転々とした。そしてようやく一九六九（昭和三四）年世田谷区下北沢の清交荘に落ち着き、居住し、日雇の労働者として建築

現場で働き生活することになった。その後結婚し、一男三女をもうけた。仕事は日雇の後、廃棄物処理業を営み今日に至っている。

以上のような苦難に対し、日本国政府からは何の補償も得られないまま、原告文■■■■はすでに齢六八才となった。原告文■■■■は現在韓国・朝鮮人B C級戦犯及びその遺族を構成員とする同進会の会長の職にあり、前述のとおり同進会としての日本国政府への補償要求運動に取り組んでいる。

二 原告李

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告李 (軍属当時広村) は一九二五年二月九日 (外国人登録証明書上一九二七年四月五日) 韓国全羅南道宝城郡兼白面沙谷里に生まれ、同所に現在も本籍がある。

原告李は小学校卒業後、家業である農業に従事した後宝城郡の郵便局に勤務した。

一九四二年六月原告李は不本意な処遇のため郵便局を退職していたとき、俘虜収容所監視員募集の話聞きその条件が前記一・二記載のとおりであった外、これに應ずれば当時強制的に行かされた炭鉱にも狩り出されないですむし、近く行なわれる徴兵も免れることができるとの考えもあり、これに應じ、軍属傭人として服務すること

となった。

2 俘虜収容所での服務

原告李は、一九四二年六月一三日釜山の野口部隊に入隊し、前記一三記載の原告文 ■ と同様軍属勤務者としては考えも及ばなかった前記のような初年兵教育の如き軍事教育、訓練を受けさせられた。右訓練の後、南方に派遣され、同年八月一九日タイ俘虜収容所に俘虜監視員の軍属（傭人）として勤務させられた。当初はバンコクの第四分所の第三分遣所に配属されたが一九四三年二月前記泰緬鉄道建設現場のヒントク分駐所に配属され、同所で俘虜監視業務に従事させられた。

ついで、一九四四年初からはワンヤイの第四分所に勤務させられ、同年六月には二年間の約束の期限が到来したが、上司からは郷里へ帰すとか現地除隊とかの話

は全くなかった。原告李は仲間の間では不満を打ち明けあったが、上司に申入れてもとても帰してくれそうもなく、かえって不利益を科せられるおそれがあったので、上司への申入れはできないでいた。なお、原告李は一九四五年四月ごろ軍属のまま「傭人」から「雇員」とされた。

3 逮捕、裁判の模様

一九四五年八月一五日日本敗戦の際、原告李は第四分所第三分遣所のヒントク分駐所に勤務させられていたが、敗戦後の同年九月二八日、朝鮮人軍属に対し、連合国軍からバンコクのコーリアンキャンプへの集合命令が下された。原告李も同キャンプに赴いたところ、そこで英、蘭、豪州軍の厳戒下で元俘虜による首実検が行われ、原告李も逮捕されて、パンカン刑務所に拘禁され、翌一九

四六年四月下旬にはシンガポールのチャンギー刑務所に移された。拘禁中は、生かさず殺さずの徹底的にカロリー計算された最低限の食糧が給され、終始空腹感にさいなまれた。同年八月ごろ豪州軍俘虜五名の告訴にもとづく取調がなされたが、同年一〇月二四日起訴状が却下になったとの理由で原告李は釈放され、帰国のための船待ちキャンプに移された。そして復員船で帰国の途上香港で碇泊中、今一步で故郷に帰れると思われた一九四七年一月一九日他の二人の日本軍人とともに再召喚され、香港のスタンレー刑務所に拘禁された。

裁判はシンガポールに逆送後同所の豪州軍軍事法廷で同年三月一八日、二〇日の二日間行われた。そして日本から派遣された弁護人は、原告李が希望する証人をさがそうともせず、又出頭する証人にも会わせず、原告李は

民族的差別、階級的偏見によって取り扱われたとの感を深くした。判決は三月二〇日の審理直後になされ、絞首刑の判決を受けた。

4 判決後の減刑、服役の状況

原告李は、死刑判決後原告文■■■■と同様死刑囚監房に移された。そして、原告李は死刑囚の仲間をつぎつぎに処刑場へ送る経験をし、自らも処刑にのつた思いでまもなく死刑の執行をうけると覚悟していたところ、約八か月後一九四七年一月七日懲役二〇年に減刑する旨の通告をうけ辛じて刑死を免がれた。以後チャンギ刑務所で、一九四八年一〇月下旬からはオートラム刑務所へ移送され、一九五一年八月二七日からはスガモプリズンへ移され、右各刑務所で服役した。

この間の死刑囚として恐怖感、また、日本人戦犯とは

異り、韓国人である自分は何のために死ななければならぬのか、死ぬ意味がないのではないかとの煩悶、減刑後長期にわたる拘禁期間中の苦難は筆舌に尽せないところであった。

5 人身保護法による提訴と判決

一九五二年四月二八日平和条約が発効した際日本政府は、法務省民事局通達によって韓国・朝鮮人等については日本国籍を喪失させる取扱いとした。そこで日本国民でなくなった韓国・朝鮮人、台湾人B C級戦犯受刑者（被拘束者）は、平和条約第一一条において「日本国民」のみを拘禁対象とするのに拘禁を解かないのは不当であるとして即時釈放を東京地方裁判所に請求した。原告李も請求人の一人となったが、同地裁をして、同事件を自庁に送致せしめた最高裁は、一九五二年七月三〇日

請求棄却の判決を言渡した。最高裁は原告李ら韓国・朝鮮人戦犯に対し拘禁については「日本国民」扱いをしたのにかかわらず、その後日本国政府は原告李らに対する補償について、「日本国民」としての取扱いを全くしていない。

6 出所時及び出所後の生活状況

原告李は一九五六年一〇月六日釈放された。その際の住居も仕事もない路頭に迷う深刻な事態や、その後の生活上の苦労は筆舌に尽し難い。原告李はその後前記同進会の仕事に従事し、一九五八年同進会のメンバーによるタクシー会社免許申請の運動に力を尽し、同進交通株式会社設立後は同社の役員をつとめて今日に至っている。しかし、原告李もまた、貴重な青年時代の期間をひとたびは死刑の判決をうけ筆舌に尽し難い懊悩の生活を強

いられ、その後も長期にわたって刑務所内で拘禁され、人生を空費させられたのである。これに対し責任を負うべき日本国政府は今までなんらの補償もしていない。

三 原告尹

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告尹 (軍属当時伊東) は一九二二年一月五日韓国全羅南道康津郡大口面水洞里に生まれ、右土地に現在も本籍がある。生家は農家で、父母と兄、弟との五人家族であった。

原告尹は、ソウルの旧制中学に通ったあと帰郷中の一九四二年、駐在所の日本人の巡查部長から南方の俘虜収容所の監視員の軍属に志願するように求められた。同巡查部長は原告尹の父に対し、「お前のところは弟(原告尹のことを指す)を出せ」と強要した。当時日本人の巡查部長は駐在する村でもっとも強大な権力者であり、その求めを拒否すればいかなる報復をされるかも知れず、拒否することは事実上できない状況下にあった。そのた

め、原告尹は万やむを得ずこれに応じ、二年間勤務の約束を信じて志願したのである。当時韓国内では植民地支配者である日本の姓名にさせられ、日本語を強制されるなどしていたので、これらについてつくづく嫌になっていた原告尹は、いっそ南方へ行って新しい土地で生活してみようか、という心情にもさせられていたのである。志願の願書等は前記巡査部長が自ら原告尹本人に代って記載して手続した。

2 俘虜收容所等での勤務

原告尹は、一九四二年六月釜山の野口部隊に入隊し、前記の軍事訓練を受けた後、同年一〇月シンガポール経由でスマトラ島メダン俘虜收容所に俘虜監視員の軍属（雇員）として勤務させられた。

同收容所ではグルコールキャンプで俘虜監視に当たった

が、收容されたオランダ人俘虜は、日本軍によりクタチヤネ軍用道路建設工事に使役された。

一九四四年六月、二年間の約束の期限が到来し、原告尹ら朝鮮人軍属らは契約期間がきたから故国に帰しても、
「らいたい、除隊させてもらいたい」と苦情をお互いに話しあつたが、上官からは故国へ帰すとの話は一切なかつた。

3 逮捕、裁判の様様

一九四五年八月日本敗戦後、原告尹ら朝鮮人軍属を含む日本軍関係者は、連合軍によってサバン島に集められて收容され、オランダ軍作業隊の労務隊として薪割り、清掃等の労務に使役させられた。

この日本軍関係者收容は、戦犯となるべき者の身柄確保と首実検のためだった模様である。收容期間中オラン

ダ人の元俘虜が来て次々に首実検をして行った。その結果、原告尹も一九四六年四月一五日逮捕されてメダン刑務所に拘禁され、メダンのオランダ軍軍事法廷で軍事裁判をうけた。オランダによる裁判はとりわけ復讐的色彩合いが強く何を弁明しても無駄という状況であった。それだけに裁判手続は極めて粗雑であり、原告尹は起訴状を見せられたこともなく、弁護人との打合せもしてもらっていない。裁判にかけられた理由は①俘虜を虐待した。②殴打した。③強行軍をさせた、とのことであるが、告訴した元俘虜も法廷内外で会わされていない。裁判は只一回約二〇分間で終り、一、二日後の一九四七年一月二〇日懲役二〇年の判決をうけた。

4 判決後の服役、移送の状況

原告尹は判決後死刑の宣告を免れたことから同囚の者

から「おめでとう」といわれ、本人自身も何とか「命が助かったので、日本のスガモへ行けば、第三国人だから釈放されるだろう」と希望と期待に胸をふくらませた。しかし、メダン刑務所での服役は長期にわたり、スガモプリズンに移送されたのは一九五〇年一月二三日であった。前記各刑務所内での状況も食糧不足などで苦勞が多かったが、とくにスガモへの移送のためのオランダ輸送船乗船中の処遇は非常に悪く一時は俘虜が全員足枷をされて船倉内の部屋に閉じこめられ、便所へ行くときも足枷が連結されている五人が一緒で行かなければならないなど、古代の奴隷船さながらの苦痛にみちたものであった。

5 人身保護法による提訴と判決

日本国内のスガモプリズンに移送された後も原告尹の

前記期待に反して釈放されず、しかも一九五二年四月二
八日平和条約発効により日本政府により日本国籍を喪
失したとされたにもかかわらず、拘禁は依然として継続
された。原告尹としては心外千万、痛憤やる方ない状況
であった。そこで、原告李 らとともに人身保護法に
もとづき即時釈放を請求したが、前記のとおり同年七月
三〇日最高裁は不当にも請求棄却の判決を下し、原告尹
は釈放されなかった。

6

釈放命令後、出所時及び出所後の生活状況

その後原告尹は、一九五五年に至り釈放命令を受けた。
しかし、先に出所して行った戦犯者たちの苦労は原告ら
在監者も知悉しており、出所しても即日常生活に困ること
は火を見るよりも明らかであった（現に出所後生活困難
なため自殺した者が二名もある）。そこで、原告尹は出

一年間勤務してようやく生活し、その後約三年間タクシーの運転手をし、BC級戦犯者が設立した同進交通で一年間、さらにその後同胞の経営するタクシー会社コンドルに勤務した。その後一九八二年退職して現在まで厚生年金生活者として細々と生活しているのである。

右のような原告尹の長年の苦難、苦痛に対し、日本国政府は何らの補償もしていない。

四 原告金

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告金 (軍属当時金門) は一九二二年六月二三日韓国全羅北道完州郡雨田面太平里 (現全州市三川洞) に生まれ、右土地に現在も本籍がある。家族は父母と姉一人、妹二人であった。

原告金は昼は郡農会の田作臨時指導員として勤務し、夜は工業学校で二年間通学する、体格も良い篤実な青年であったが、一九四二年実質上強制的に俘虜収容所監視員とされるに至った。

即ち、同年五月ごろ太平里の村長 (字の長) が原告金に対し、陸軍の軍属を募集しているから行くようにと、募集要項を示して強く勧めた。村長は「待遇もいいし、後方勤務で雑役のような仕事だから戦争するのではない。

これに志願して二年間行って帰ってくれば就職も最優先にするし、村での待遇も良くする。配給もだれよりも良くなる」といいことづくめの話で勧めたが当時一九才であつた原告金は、「親と相談したうえで」と言つて回答を留保した。そのころ父親は他へ仕事に出ていたので母親に相談したところ「一人息子だからダメだ」とのことだつたので、原告金は村長を訪れて断つた。ところが村長は、駐在の巡査ともども原告金宅に来て「お前たちこんな名誉なことをいやだということはないだろう。お前が行かなければこの村で行く者がいなくなる」と強く志願を要求するとともに「いやだというのなら、これから配給は切る」と脅かした。当時、食糧はすべて配給制で、これを切られたら生活して行けないことは明らかだつたから、原告金は万やむを得ず、母親に「二年たつた

ら必ず帰ってくる。給料も送るから行かせてくれ」と話し、心ならずも軍属を志願することにしたのである。志願の書類には原告金所持の印鑑を村長自らが押捺して手続を措った。

2 俘虜収容所等での勤務

原告金は一九四二年六月釜山の野口部隊に入隊して前記非人間的な軍事訓練を受けた後、南方に派遣され、同年八月ジャワ島スラバヤにあるジャワ俘虜収容所第三分所に俘虜監視員たる軍属（傭人）として勤務させられた。その後一九四三年五月ごろ前記第一、三〇記載のハルク島に移動、第三分所で、一九四四年一月ごろジャワ島バタビヤに移動、第一分遣所で、それぞれ俘虜監視業務をさせられた。一九四四年九月には、二年間の約束期限が到来したが、上司から除隊や帰国させるという話がな

かった。そこで原告金は、上官である御手洗曹長に「二年たったので故国に帰して下さい」と頼んだところ、同様の希望を示した他の一名ともども同曹長から「日本は激戦中なのに帰りたいたは何事か」と怒鳴られ、銃把で何回も殴られ、半殺しの目に遭ってしまった。以後原告金を含む朝鮮人軍属はこれについてだれも口にしないようになつた。

原告金はさらに一九四五年三月ごろスラバヤの水上市隊に配属され、憲兵の補助業務をさせられた。この業務は当初の契約には全くなかつたものである。

3

逮捕、裁判の様様

一九四五年八月一五日日本敗戦後、バタビア（現ジャカルタ）で朝鮮人軍人軍属、報道班員等からなる「朝鮮人民会」が作られたので、同年九月原告金もこれに入り、

故郷へ帰国するまでの暫定の期間これらの者と一緒に生活した。同年一一月連合軍（イギリス軍）が朝鮮人会に來て朝鮮人軍属を一行に並ばせ元俘虜に對面させた。原告金は前記第三分遣所において旧知の英軍ピッツ中佐から「しばらくでした。お世話になりました。お元気ですか」と丁寧なあいさつを受けたが、その後、一歩前に出るように命令され、同様に命令された三、四人とともに直ちに逮捕された。右は元俘虜による首実検だったのであり、ピッツ中佐が原告金から殴られたとして告訴したために原告金は逮捕されたのである。

原告金はバタビヤのグロドック刑務所の独房に拘禁されたあと、シンガポールのイギリス陸軍軍事法廷で軍事裁判を受けた。裁判手続は極めて粗雑であり、原告金には起訴状の送達もなく、合同裁判で法廷は六、七回開か

れたが、原告金自身の審理は一回で僅か約三〇分間だけであった。弁護人は、立会っていたが事前の打合せは全くなされなかった。判決は、求刑どおり懲役一〇年であった。

4 判決後の服役の状況

判決後原告金は、シンガポールのオートラム刑務所で服役した。同刑務所では、朝は少量のおかゆ、昼、夜も主食は少量のうえ副食はさつまいも一つといったことがしばしばで、受刑者は常に空腹感にさいなまされるのが日常であった。

一九五一年八月二七日東京のスガモプリズンに移送され、翌一九五二年三月まで服役した。

5 出所時及び出所後の生活状況

原告金は一九五二年三月六日仮釈放により出所したが、

即日常生活困難の事態となり、やむなく、同年四月、先に出所してサッカリン工場の運転手をしている川崎在住の訴外李奉元を頼ってそこで約二年間工場清掃等の仕事に従事し、辛うじて生活した。その後職業安定所でBC級戦犯者であったことを秘して仕事の紹介を依頼するなどし、芝の進駐軍の洗濯場雑役、横須賀の進駐軍バー、北海道のパチンコ店等職業を転々して苦しい生活を続けた。

原告金は一九五九年三月訴外畠谷■■■■と結婚したのを機会に昭島市でアパートを借り、廃品回収業をして生活し一九六一年子供一人とともに武蔵境の「清交荘」に居住し、日雇として土建労働に従事し、その後一九七七年一〇月大韓民国居留民の西東京地方本部事務局に勤務して今日に至っている。

右のような原告金の長年の苦難に対し、日本国政府は

何らの補償もしていない。

五 原告文

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告文(軍属当時文平)は、一九二二年四月一日韓国全羅南道和順郡東面舞浦里七二に生まれ、右同所に現在も本籍がある。家族は父母と弟二人姉妹二人で、原告文は長男、家業は農家であった。

一九四二年東面の囑託をしていた原告文は俘虜監視員として軍属を募集していることを知り応募した。原告文は当時区長である父に対し、駐在所の日本人の巡查部長が「お前たち」などと面罵する場面を何度も見て、居たたまらない屈辱の思いにかられ、また原告文自身も日本人の命令で一年中出張して農家の倉を調べて歩き、同胞に対し、無理にでも米を供出させる仕事を強制され、日本人からの差別的取扱いにほとほと嫌気が

さしていたことから、俘虜監視員となればこのような差別扱いされることはないと考えたのが応募の動機であった。

しかし、両親は、長男である原告文^一が南方へ行くことに反対した。そこで原告文^一は試験は受けないことにしようとしたが、前記のような当時の状況の下ではいったん応募しておいて試験を受けなければいかなる報復や不利益を受けるかも知れないこと、募集要項にはハッキリ契約期間は二年間と明記してあり二年たったら絶対に戻ってこれると言われたこと、から躊躇しながら受験したのである。

2 俘虜収容所等での勤務

原告文^一は、簡単な試験に合格して、一九四二年六月一二日釜山の野口部隊に入隊し、軍事訓練を受けた。

右訓練の様子はすでに述べたとおりであり、原告文^一

も朝から夜まで長時間の厳しい訓練―上官から殴られたり、ピンタをされ、目が腫れるといった予想外な軍事教育、軍事訓練を受けたものである。

原告文 [] は右訓練の後、南方に派遣され一九四二年一〇月、ジャワ島東部のマランに設けられたジャワ俘虜收容所第五分所で、一九四三年三月ころからバタビアにある同所第五分遣所で、俘虜監視員たる軍属（傭人）として勤務させられた。原告文 [] は衛兵勤務で俘虜の見張りがその職務であった。

その後一九四四年二月ごろスマランの兵補教育隊教官助手として勤務させられたうえ同年四月ごろ原告文 [] は前記第一、三二記載のジャワ抑留所の第四分所第五抑留所勤務となり、さらに同年十一月ジャワ、スモヲノ教育隊で二か月間戦闘訓練を受けさせられた。

すでに同年六月には契約期間二年間を経過していた。当時、二年で帰してくれないことへの不満も原因で他所で朝鮮人軍属による「高麗独立隊」が結成されたという知らせを聞いていた原告文■は上官に対し、二年間たつたから帰国させるように強く要求したが、拒絶された。なお、右戦闘訓練等は全く契約外の事であった。

その後原告文■は一九四五年一月、ジャワ軍抑留所第四分所第一分遣所で経理係として勤務し、ついでジャワ東部防衛隊に転属され、築城の手伝いをさせられている時、八月一五日の日本敗戦を迎えた。

3 逮捕、裁判の様様

原告文■は敗戦直後一九四五年八月に朝鮮人で組織されたスマラン民会に入会し、皆でインドネシアの小学校内で起居して生活し、帰国を待つことにした。

一九四六年二月一七日イギリス軍がきて、「皆日本に帰すから」と述べて翌日トラックにのせて港に着いたとき、今までの経歴を書くようにいわれ、原告文 [] が俘虜収容所等への勤務も隠さず記載したところ、同日逮捕され、スマラン刑務所に拘禁された。

約二週間後ジャカルタのグロドック刑務所に移され元抑留者により何回も首実検されたあと六か月たってから「何もないから帰ってくれ」と言われて釈放された。

ところが、原告文 [] は再び逮捕された。即ちその後、原告文 [] は命ぜられるままイギリス軍弾薬庫作業隊で土方労務に服していたが、同年一二月戦犯の調査官がきて「まだ聞きたいことがあるから」と述べて再び逮捕され、チピナン刑務所に拘禁されたのである。そして右拘禁中に元抑留者の首実検が四、五回なされたあと一九四

七年起訴されたが、その理由は、①食糧不足、②医薬品不足、③抑留者を詰めこんだ、④断食させた、⑤断水させた、ということ、すべてが原告文 ■■■ 自身の責任でなく、日本軍及び上官が責を負うべき性質のものであった。

裁判はオランダ軍軍事法廷で行なわれたが、一回だけで僅か二〇分間で終る杜撰なもので判決は求刑どおり懲役一〇年であった。

4 判決後の服役状況

原告文 ■■■ は判決後引き続いてチピナン刑務所で服役し、一九五〇年一月二三日スガモプリズンに移送され、同所で服役した。

5 出所時及び出所後の生活状況

原告文 ■■■ は翌一九五一年八月八日仮釈放により出所

したが身柄引受人がなく、ようやく元村容三（青風会理事長）に身柄を引受けてもらうことができ、当面保護観察下で施設で起居する生活をした。その後タクシー会社の内勤、運転手、ホテル、レストラン勤務等苦難の生活を続け、一九五六年ようやく自店を開業し、現在に至っている。

右のような原告文 の長年の苦難に対し、日本国政府は何らの補償もしていない。

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告卞 [] の父故卞 [] (軍属当時柏村 [] 又は柏村

[] 以下本人卞という) は一九二〇年四月二六日韓国忠清北道清原郡北一面飛上里に生まれた。生家は比較的豊かな農家で本人は長男であった。

本人卞は一九四二年当時、すでに父は亡く、祖父とともに家業に精励するとともに村の青年団長としても活躍するという有為な青年であった。本人卞は同年郡守から「軍属に出ろ」との書面を受け、家族に相談したところ祖父から「これは命令と同じだ。行かなければならない。もし行かなければ苦しい労役に出なければならなくなる」と言われ、やむなく俘虜監視員たる軍属(傭人)を志願した。

契約期間は二年で、本人下は妻洪■■■や弟妹に「二年の期間が終わったら帰るから、それまで親孝行して暮すように」と言いおいて妻や当時一歳の愛児（原告下■■■）との別れを惜しみながら出発した。

2 俘虜収容所等での勤務

本人下は他の原告らと同様一九四二年六月釜山の野口部隊に入隊し、前記の軍事教育訓練を受けた後、同年八月三〇日ごろジャワ俘虜収容所スラバヤ第三分遣所に俘虜監視員たる軍属（傭人）として勤務させられた。約一年間同所で勤務した後、本人下は、翌一九四三年飛行場建設のため俘虜とともに前記第一、三〇記載のフローレス島マルメラに移動し、そこでさらに約一年間俘虜監視員の業務に従事した。本人下は、二〇人余りの俘虜監視員の班長として真面目に勤務した。同地では日本軍による

食糧の補給がなされず、食糧が極端に欠乏し、俘虜も俘虜監視員である本人下らも、同様の、乏しい食事であった。

同年六月の契約期間満了時に上司から除隊等の話はなく、本人下らも上官にそのことを申入れても、許される状態ではなく、かえって相当な懲罰をうけることが必至の状況であった。

その後、一九四五年本人下ら俘虜監視員と俘虜はバタビアに戻された。

3 逮捕、裁判の様様

一九四五年八月一五日、日本敗戦をバタビアで迎えた本人下らは、同年末ごろ連合軍により、グロドック刑務所に拘禁されたうえ起訴され、オランダ軍事法廷で判決を含めて二回の簡単かつ杜撰な裁判の後一九四七年五

月一日銃殺刑の判決を受けた。

4 判決後処刑までの状況

本人卞は死刑判決後直ちに死刑囚の独房に収監され、死の恐怖の日夜を送ることとなった。この間本人卞は、脱走しようとして発覚し、自ら切腹自殺を図り、腹部に重傷を負った。他方故国の家族に写真と手紙を送り、こらえきれない愛惜の情の一端を伝えるとともに、減刑の陳情書を送ってくれるように依頼するなどした。しかしそれらの努力も空しく同年九月五日前記重傷が治った後まもなくグロドック刑務所において銃殺刑を執行され、故郷に最愛の妻、五歳の幼児（原告卞 []）を残して遠い異郷の地で“戦争犯罪人”の汚名を着せられて処刑死亡した。二七歳であった。

本人卞 [] は、貴重なる青年期を祖国を植民地化した

日本の俘虜監視員として狩り出され、自らも食糧の欠乏等の苦難をなめさせられたうえ、本来日本軍ないし日本国が責を負うべき俘虜の処遇に関し、B C級戦犯とされ刑の判決をうけて処刑され妻子等を残して一命を失った。幼くして父を刑死させられた原告^下 ■ は、幼児から困難な生活を強いられ、そのうえ周囲から「日帝の協力者、戦犯の子」という冷たい目で見られるという二重の痛苦を味わっている。

これらに対し責任を負うべき日本国政府は今まで何らの補償もしていない。

5 韓国政府に対する請求の受理拒否決定

なお、原告^下 ■ は一九七一年韓国政府に対し二回にわたって「対日民間請求権申告」手続をし、^下 ■ の刑死に対する補償を請求したが一九七五年四月二八日付で

「一九四五年八月一五日以前に日本国及び日本国民に対して発生した請求権ではない」との理由で受理拒否の決定を受けている。

七 原告朴

1 経歴、軍属として入隊した経緯

原告朴 (軍属当時大川) は一九一四年一二月一五日韓国忠清北道鎮川郡板谷面沙松里に生まれ、右土地に現在も本籍がある。生家は貧しい小作農で、父母と弟と妹の五人家族であった。

原告朴は「普通学校」(六年制、日本の小学校に当たる)に通学したが、貧窮のため四年で中途退学し、ソウル市内の商店の店員として三年間をこえる期間、食べさせてもらうだけで無給で勤務した。

その後、原告朴は板谷面から約五キロメートル離れた郡庁所在地にある佐藤商店に店員として約五年間勤務した。佐藤商店は郡庁や近傍の警察関係など日本人の家庭向けの食糧、雑貨等の販売を業としており、原告朴はそ

の注文取りや配達に従事したので、郡庁周辺の日本人家庭はもちろん、板谷面の駐在所の日本人巡查部長なども非常に親しくなった。佐藤商店には約五年間勤務した後、辞めて、その後は家業を手伝った。

一九四二年当時、原告朴はすでに結婚して子供が一人あったが貧農である生家の手伝いで生活は困窮していた。前記のとおり、そのころすでに朝鮮人に対しても志願兵制度が実施され、徴兵制の実施も予定されており、「志願」という名目で実質上強制的に日本軍隊に入隊させられる者が少なくなかった。このような状況下で、一九四二年五、六月ごろ前記日本人巡查部長が、「南方へ行って英国人などの捕虜を監視する軍属を募集しているが、行かないか」と強く申し向けた。さらに「これに行かないければ、志願兵にとられるのだから行け」というので、

原告朴はやむなく応諾した。原告朴としては、このまま韓国にいても前記徴兵制の実施でいずれ兵隊に取られることも考慮してのうえのことであった。

2 俘虜収容所等での勤務

原告朴は簡単な身体検査の後、一九四二年六月釜山の野口部隊に入隊し、猪野一四小隊で約二か月間予想外の前記軍事訓練―日本軍の初年兵教育に相当する訓練―を受けた。そこでは朝六時の起床時から夜九時の消灯時まで徹底的にしぼられる厳しい訓練であった。

訓練を終えて同年八月一六日、旧オーストラリアの貨物船プリズベン丸（三〇〇〇トン）に積み込まれ、シンガポール港を経て、同年九月一四日ジャワのタンジュンプリオ港に上陸した。船内は暑くふんどし一枚で辛じて耐え過ぎした。

原告朴は、上陸後直ちにバタビアにあるジャワ俘虜収容所総分遣所に（約一か月間の炊事係の外は）終始歩哨として勤務した。バタビアにある総分遣所は、俘虜に対する食糧や医薬品に不自由することなく、又俘虜に対する殴打、暴行等についても特段の問題はおこらなかつた。

原告朴は、一九四三年バタビアから東へ約二五〇キロメートル離れたバンタ海に面するアンボン島アンボンに新設されたジャワ俘虜収容所第三分所第一分遣所（所長塩沢大尉）に派遣された（第一、三〇参照）。当時日本軍は同島のリアンに飛行場を建設することを計画し、多数の俘虜を建設作業に使役するため同島に送った。原告朴はその監視業務に従事したのである。

しかし、アンボン島への日本軍による食糧の補給はなかつたうえ、同島及び隣接の島々は食糧がほとんどなかつた。

ったため、俘虜に食糧不足による栄養失調及び労役による体力消耗のため、つぎつぎに死亡する事態が生じた。すでに明らかのように、一監視員である原告朴がこれについて何らの処置もとれ得なかつたことは当然である。

その後一九四四年初めごろ、飛行場が完成できないまま生き残った俘虜たちをバタビアに戻すことになり、原告朴も船で帰途についた。しかし、一行はバタビアまでは戻れず北セレベス（現在の北スラウエシ）のメナドに着き、原告朴は同地在一九四五年八月の敗戦時まで俘虜の監視業務に従事した。

この間、原告朴は右の業務に従事中、空襲に遭い、重傷を受け同地の病院に入院治療したうえ、数か月間通院治療を受けた。この重傷はその後も後遺障害として残り、現在に至っている。

また、一九四四年六月には、契約期間二年の期限が到来し、原告朴は同じ朝鮮人軍属と「どうしてくれるのか」と話し合ったりしたが、上官からはこれに関し一切話はなかった。

3 逮捕、裁判の様様

原告朴は一九四五年八月一五日の日本敗戦をメナドで迎え、直ちに他の軍属とともにバタビアに行き、まもなく原告ら朝鮮人軍属は他の同胞とともに同地の朝鮮人会に集って生活を共にした。そして、一九四六年四月バタビアから出港し、帰国の途にいたが、途中寄港したシロガポール港で原告ら俘虜監視員だけ下船を命ぜられ、チャンギ刑務所に拘禁された。

原告朴は同刑務所でオランダ人係官から何度も殴られるなどされたうえ、オランダ人元俘虜から首実検され、

その結果再び船でバタビアに連行されチピナン刑務所に収容された。

そのころからB C級戦犯の裁判は開始されたが、原告朴に対する裁判は大幅に遅れ、一九四八年一月裁判が開かれ、一か月後の同年二月二五日、求刑どおり懲役一五年の判決が言渡された。審理は被告人四人で合計一時間すぎず、弁護人は日本人で弁論もせず終わったというまことに形式だけの粗雑なものであった。

4 判決後の服役、移送の状況

チピナン刑務所では、原告ら被拘禁者は日中厳しい労役に従事させられたうえ、とくに食糧を少量しか与えられないため極度の空腹感にさいなまれた。

のみならず、右判決のあと韓国の留守宅で懲役一五年の判決を受けたことを聞いた原告朴の妻は「日本の戦犯

にされて夫の帰国の望みを失い、さらに周囲の冷たい目に耐えられない」旨の遺書を残して、その日の夜貯水池に投身自殺した。原告朴には拘禁による苦痛の外このよ
うな筆舌に尽し難い二重三重の痛苦を負ったのである。

原告朴はチピナンでの約四年間の拘禁後、日本へ船で移送され、一九五〇年一月二三日横浜港に上陸、直ちにスガモプリズンに収容された。原告らはかねてから、日本の土を踏めば早期に釈放されるとの期待を抱いていた。

5 人身保護法による提訴と判決

しかし、原告ら朝鮮人B C級戦犯者は日本国内のスガモプリズンに移送された後も釈放されず、しかも一九五二年四月二八日平和条約発効により日本国政府により日本国籍を喪失したとされたにもかかわらず、拘禁は依然として継続された。原告朴としては心外千万、痛憤やる

方ない状況であった。そこで、前記原告李^ニらとともに人身保護法にもとづき即時釈放を請求したが、前記のとおり同年七月三〇日最高裁は不当にも請求棄却の判決を下し、原告朴は釈放されなかった。

6 出所時及び出所後の生活状況

原告朴は一九五四年三月一八日仮釈放により出所したが、日本国内には全く身寄りがなかったので、中野区の元村容三青風会理事長に依頼して同人宅に一時起居させてもらった。仕事は、傷害を受けた身ではあったが、在所中たまたま機会を得て働いたことのある日暮里の在日韓国人経営のゴム長靴加工業へ勤務した。

その後原告朴は、一九六〇年一〇月前記同進交通株式会社に就職することが出来、同会社に二〇年間勤務し、一九八〇年六月退職し、一九八四年八月生れ故郷の現住

地に帰り、厚生年金生活をして余生を送っている。

原告朴のこのような長年の苦難に対して日本国政府は何らの補償もしていない。とくに、原告朴の場合軍属として公務上の負傷したことは明らかであるから、日本人であれば戦傷病者戦没者遺族等援護法による補償がなされることになっているが日本国政府は、それすら同法附則②（「戸籍法の適用を受けない者については当分の間、この法律を適用しない」）を盾にして不当にもこれを拒絶している。

第三、法律関係

一、条理に基づく損失補償請求

1. 特別の戦争犠牲

原告らは、既に明らかなおり、日本民族の国家的独立と繁栄のためには、他民族たる「朝鮮民族」を隷属化してもやむを得ないとの日本帝国主義の植民地支配の下で「皇民化」教育を強制され、日本の軍属とされ、他国に類例のない天皇制のもとで、上官の命令に絶対的服従義務を課せられ、国際法に違反する日本軍の俘虜虐待の一端を担わされたものであり、そして、右不当な上官の

命令を拒否することなく服従したが故に戦争犯罪人として本件個人責任を問われ、有罪判決の執行を受け、もつて右天皇ないし日本国の戦争責任を肩代わりさせられた者である。

この間、被告日本国は、自ら宣戦布告した戦争の結果、原告らが日本の戦争犯罪人として戦争犯罪裁判で裁かれることを受忍し（ポツダム宣言一〇項）、もつて今次の戦争を終結する（同一項）という日本国の公共の福祉のために他民族である原告らに特別の犠牲を強い、また原告らを日本政府が管理する巢鴨刑務所に収容し（平和条約一一条）、もつて独立回復という日本国の公共の福祉のために他民族である原告らに特別の犠牲を強いたものである。

日本国の戦前戦中における前記の歴史的責任および国際法違反の俘虜政策の責任並びに右戦後責任に照らしてみると、日本に隷属化せしめた朝鮮民族である原告らの犠牲は、日本民族である国民が受忍しなければならぬ一般戦争犠牲ないし一般戦争損害とは異質の特別の犠牲であることは自明である。

2. 立法の欠缺と条理

(一) 明治憲法下の損失補償

(1) 日本における損失補償制度をみるに、原告らが被った本件損失の原因をなす日本国の行為当時の憲法である明治憲法二七条一項は「日本臣民ハ其ノ所有

権ヲ侵サル、コトナシ」との財産権の保障の原則規定を設け、同条二項は「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と定めていた。

右は財産上の損失に関する補償制度であるが、国家の行為によって生じた生命・身体の自由に対し特別の犠牲が課せられた場合においても同様に国家が自らの責任により救済を図るべきであって後者の方を不利に取り扱うことが許される合理的理由は全くない。

(2) ところで、右明治憲法のもとで補償立法が存しない場合には、補償を為さない趣旨と解すべきや否や疑義を生じていたが、損失補償制度の合理的根拠に照らして、条理による損失補償を認めることができ

ると解されていた（田中二郎『行政上の損害賠償及び損失補償』二二六頁以下）。その論旨は以下のとおりであり正鵠を得た立論である。

すなわち、補償は単なる恩恵としてではなく、正義公平の見地より特別の犠牲に対する調節として認められるものであり、正義公平の原理が憲法上の原理としても承認せられるとするならば、補償に関する規定の欠缺は、当然にこれを否定する趣旨と解し去ることは必ずしも穏当ではない。憲法義解第二七条の註に「公益収用処分」の条件は其の私産に対し相当の補償を付するに在り」とあるのは、公益のためにする特別の犠牲に対しては相当の補償を与えることが憲法の本質であることを説明したものである。

従つて、補償について法の沈黙せる場合にも少なくとも直ちにそれを否定的な意味に解することなく、条理として、補償の認めらるべき場合の存することを理由づけ得るのである。

ただ、個々の法令の解釈論としては、補償に關し特別の規定のない場合には、普通は補償を与えぬ趣旨と解することが、法の精神に合する所以であるといひ得よう。従来補償を認めることの妥当とせられる多くの場合、これに關する規定を置くのを常としたことも、その傍証として挙げることができる。

しかしながら、そのことは明文の規定の有無に拘らず、条理上補償の与えらるべき場合の存在することを全然否定する理由とはなり難い、と解されてい

るのである。

付言すれば、補償の額其の他に付いて規定のない場合に補償の性質に鑑み条理に従って解決がなされねばならぬことは一般に認められるところであろうが、補償の原因についても、条理により現行の規定を類推してこれを肯定すべき場合が必ずしも絶無ではないと解されている。

以上のとおり明治憲法の下においても既に財産権の保障制度が確立されていたうえ、立法の欠缺の場合には条理によって国家補償がなされるべきであると解されていたのであり同趣旨の判例も存する。

東京地裁昭和三三年七・一九下民集九卷七号一三三六頁―近代国家が一方において国民の所有権その

他の財産権を基本的人権の一として保障するとともに、他方において公益上の必要に基づいてこれが制限を加える場合においては、正当な補償を与えなければならぬことは、自然法的な正義公平の理念に合致するものである。」「ところで旧憲法当時、公法上の損失補償を肯定する一般的規定のないことを根拠として、公権力により国民の財産権が侵害された場合においてもこれを補償する旨の明文の規定がない以上は、如何に正義公平の原理に反するものであつても、国民はこれを受認すべく、法律上の救済は与えられないものであるという見解が通説的地位を占めていたのであるが、この説は、かような侵害に対して損失の補償をしない旨の法律の明文のあ

る場合または少なくとも法律全体の趣旨からそのように解釈せざるを得ない場合に関してはともかくとしても、その点につき法律の沈黙している場合にまでその正当性を主張し得べきものであるか否かは極めて疑問である。「したがって、「正義と公平の観念」を基礎として補償すべきものとする。

ちなみに、「裁判官事務心得三条」は次のように定めている。すなわち、「一、民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スベシ」（明治八・六・八太政官布告一〇三）。

(二) 日本国憲法下の損失補償

原告らの本件損失は日本国憲法施行後今日に至るも補償されることなく、日本国は原告らにその犠牲を強いているものであるが、日本国憲法二九条三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と規定している。そして、公共のためにする財産権の制限が社会生活上一般に受忍すべきものとされる限度を越え、特定の個人に対し、特別の財産上の犠牲を強いるものである場合には、これについて損失補償を認める規定がなくても、直接同条同項を根拠として補償請求をすることができないわけではないと解されている（昭和四三年一月二七日最高裁大法院判決・刑集二二卷一二号一四〇二頁、昭和五〇年三月十三日最高裁第一小法院判決・裁判集民一

四号三四三頁、同年四月一日最高裁第二小法廷判決
・裁判集民一一四号五一九頁参照）。

日本憲法も損失補償を正義公平の見地より特別の犠牲に対する調節として認めているものと解せられる。
明治憲法下で法の沈黙せる場合にも補償を認める条
理が日本国憲法の右条項に表れていると受け取れるの
である。

(三) 条理に基づく損失補償

既に明らかなおり、明治憲法および日本国憲法を
通じてみるに、当該国家の行わないし活動によって特
別の犠牲ないし損失を被った者に対しては、たとえ補
償立法が欠缺していても、条理、すなわち正義公平の

原理に基づき国がその損失を補償すべき義務を負うべき場合があると解せられる。

3. 本件補償請求の根拠

原告ら「同進会」は既述のとおり過去三五年間にわたって日本政府および国会に対して本件補償要請・請願を繰り返してきたが、韓国・朝鮮人B C級戦犯者に対する「特別戦争損失補償法」などの立法は欠缺している。しかしながら、前記日本に隷属化された朝鮮民族たる原告らが被った本件生命・身体に関する損失は、日本民族たる国民が受忍しなければならぬ一般戦争犠牲ないし損害とは異質の特別の犠牲である。

前記日本国の歴史的責任および戦争責任に照らし、そ

のような特別の損失補償請求を、立法の欠缺を理由に排斥することは、正義公平の原理に著しく反するものと断ずるほかない。本件補償請求は条理に基づき首肯されるべきである。

4. 損失補償額

(一) 原告ら俘虜監視員は、既に詳説したとおり日本軍の俘虜の待遇に関する国際法に明らかに違反する俘虜管理政策の結果、不幸にして連合国のB C級戦犯裁判にまきこまれ、日本の戦争責任を肩代わりさせられ、死刑の執行・身体の拘束を受けるに至った者である。このような場合の補償額について条理を推考するに、犯罪者でなかった者が不幸にして刑事手続にまきこ

まれ身体の拘束を受けた場合の国家補償を定めた日本国憲法四〇条に基づく刑事補償法の規定を資することができると解する。

同法四条一項は、拘禁（懲役）による補償は、その日数に応じて、一日一〇〇〇円以上九四〇〇円以下の割合による額の補償金を交付する旨定めている。

そして、右補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬとしている。

次に同条三項は、死刑の執行による補償においては

、二五〇〇万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付すると定め、本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に二五〇〇万円を加算した額の範囲内とするとしている。そして、裁判所は、右補償金の額を定めるには、右証明された損失額の外、本人の年令、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならぬと定めている。

原告らの生命・身体に関する損失額は右各規定に表れている条理に基づき算定すべきものと解するのが相当である。

(二) 右算定基準により、原告らの各損失額を算定するとつぎのとおりである。

(1) 原告文 []、同李 []、同尹 []、同金 []、同

文 [] および同朴 [] について

同原告らは、いずれも右に述べたとおり、日本国によって自国を植民地化、隷属化されたうえ、右天皇ないし日本国の戦争責任を肩代わりさせられて拘禁されたものであり、その期間も別紙五記載のとおり、一九九八日（約四年六か月間）ないし四〇二六日（約一一年間）という著しく長期に及ぶものであって同原告らが受けた財産上の損失、得るはずであった利益の損失および精神上の苦痛はいずれも多大であったことは明らかであり、さらに、南方の現地、東京の스가モプリズンとも自国の故郷から遠く離れた身寄りもない地の刑務所での二〇歳台から三〇

歳台までの有為な青年期の大半にわたる拘禁であったこと等一切の事情を考慮すれば、少なくとも右算定基準の金額の範囲内である一日当り金五〇〇〇円を下らないことは自明である。

(2) 原告 ㊦ について

原告 ㊦ の父 ㊦ は、右原告文 ㊦ らと同様に戦争責任を肩代わりさせられて銃殺刑に処せられたものであり、右処刑による死亡当時二七歳の頑健、真面目で有為な青年であり、収入能力も多大であったこと等一切の事情を考慮すれば、少なくとも右算定基準の金額の範囲内である金五〇〇〇万円を下らないことは自明である。


原告 ㊦ は、右 ㊦ の唯一人の相続人である

から、右卜 [redacted] の補償請求権全額を相続により取得した。

よって、原告ら（卜 [redacted] を除き原告卜 [redacted] を含む）は被告国に対し、条理に基づく損失補償として、左記請求金額欄記載の金額をそれぞれ請求するものである。

記

	原告名	請求金額
(1)	文 [redacted]	金 一 一、九 二 〇、〇 〇 〇 円
(2)	李 [redacted]	金 二 〇、一 三 〇、〇 〇 〇 円
(3)	尹 [redacted]	金 一 七、七 八 〇、〇 〇 〇 円
(4)	金 [redacted]	金 一 一、五 四 〇、〇 〇 〇 円
(5)	文 [redacted]	金 九、九 九 〇、〇 〇 〇 円

(7)	(6)
朴	卞
	
金一四、四八五、〇〇〇円	金五〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、債務不履行に基づく損害賠償請求

1. 原告らは、いずれも傭人たる軍属として、被告国との間に一九四二（昭和一七）年六月ころ期間二年の約で成立した雇用契約に基づき、当初二か月の前記教育訓練を経て、各現地において俘虜監視の労務に従事するに至ったものである。

2. 右契約の期間は前記のとおり二年間であった。朝鮮人監視員は朝鮮の俘虜収容所に一部配置されたほかは全員

南方各地の收容所に配置されたのであるが、儒教思想が根をおろした朝鮮に生育し、親や祖先をことのほか大切にする原告ら青年が家郷を遠く離れた南方に赴くことは心情において堪え難いものがあり、二年間という期限があればこそ応じたのである。従つてこの契約期間は原告らにとって格別重要な事柄であつた。

3. 次に右契約における原告らの労務の内容についてみるに、俘虜の逃走を防ぐための監視のほか、日常的に俘虜の衣食住の世話をし、必要な医療を施す等の業務であつて、病氣等のため衰弱した俘虜に対し暴力をふるつてまで労働を督励、強制するなどの行為は言うまでもなく含まれてはいなかつたものである。このことは契約締結時

にわざわざ明示されていなくとも当然の事であった。

なぜならば、俘虜の待遇は、既にみたように国際法の発展にともない英米を含む近代諸国家の重要関心事となっており、俘虜に虐待を加えることは当該政府が国際的に強い非難、指弾を浴びるだけでなく、虐待に関与した者も強く糾弾される時代となっていた。日本政府もこのことを認識していたからこそ、前記のようにハーグ条約を批准し、またジュネーブ条約を批准こそしていなくとも「準用」する旨宣言して、俘虜に対する「人道的取扱」を約定したのである。

そしてまた原告ら監視員となった者の側においても、人道的に取扱えばよい、と理解していた。原告らとしてはこれら国際条約の存在や内容を知らされてはいなかつ

たが、いずれも性格善良な青年であつて他人に暴行を加えたこともなく、また当時行われていた炭鉱等での苛酷な労働や志願兵制度、徴兵制度（施行予定）による戦闘加担などに比べてまだしも平常な仕事ができるものと考え監視員となつたのであるから、俘虜が虐待されている状態を想定できなかつたことはもちろん、自ら手を下して虐待行為に関与することなど予想もできなかつたからである。

4. 監視員たる契約の期間と内容が右のとおりである以上、契約当事者たる被告国の義務は、給与支払義務は当然として、一次のようなものであることは言うまでもない。すなわち、

(一) 契約期間の二年間が経過した時点で、監視員を速やかに朝鮮の郷里に送り返すこと。仮にそれが不可能であれば、少なくとも現地で除隊させること。

(二) 監視員に対し、労働作業の督励やこれに伴う殴打等の行為を強要しないこと。前記のように連合国軍俘虜の多くが死亡したのは食糧や医薬品の欠乏のもとで苛酷な労働を強いられたためであり、監視員はそのことに責任はなく、むしろ俘虜をかばって問責されたこともあった。

しかし、俘虜にしてみれば収容所、作業現場を通じて直接に接触する監視員にすべての恨み、憎しみが集中するのが当然であって、督励やそれに伴う僅かのトラブルも許しがたい行為として記憶されるのであり、

そのことが後日戦犯告発の資料ともされたのである。

(三) 俘虜收容管理の業務全体を、国際法に則って運営すること。前記のように俘虜死亡の原因は衰弱下での強制労働といういわば組織的な虐待にあり、その責任は前記のような俘虜取扱方針を定めた東条以下日本政府・大本営とその下での鉄道建設部隊や補給部隊の責任者にあり、各現地收容所の末端にある監視員には全く権限外の事柄であった。従って、上部から末端監視員にいたるまでジュネーブ条約等の趣旨が周知徹底され、全体的な收容管理業務が人道的に運営されてこそ、監視員が契約外の行為を強要されることも国際法違反として糾弾されることもなく安んじて監視員としての

業務に従事できたのであり、雇用者たる被告国としては監視員に対する関係でも右のように運営する義務があったといふべきである。

5. しかしながら被告国は契約締結後右のような義務に完全に違反し、当初の教育訓練において俘虜の生命軽視につながる戦陣訓その他に基づく非人間的な訓練を施したのをはじめとして、各現地において俘虜に十分な食糧や医薬品を供給しないまま衰弱するにまかせた状態で鉄道や飛行場建設の突貫工事に使役するべく、原告らに対し引率、監督督励を命じ、もって原告らをして連合国の非難、俘虜の恨みと憎しみにさらされるにまかせ、契約期限である一九四四（昭和一九）年六月を経過するも現地

除隊させせずに右のような業務を継続させていたのである。

6. さらに、被告国の右契約違反は、以下の事情に照らせば、単純な契約違反ということとはできず、きわめて背信性の強いものであった。すなわち、

(1) 被告国は、俘虜の待遇が連合国の重大関心事であることを充分認識しながら、その監視員には朝鮮人、台湾人のみを充てた（但し内地の収容所のみは傷病日本軍人を充てた）のであるが、その意図は、俘虜を前記のとおり朝鮮人らの皇民化教育に利用するというのもさることながら、トラブルの多いいわば汚れ役ともいふべき業務であることから朝鮮人台湾人蔑視思想の

もとで、「特殊部隊」編成、という方針を策定したものである。

(二) 連合国軍との戦争開始後、万国赤十字等を通じて俘虜虐待についての嚴重抗議がたびたびなされたが、被告国は俘虜取扱方針を改めないばかりか、戦局がますます不利となるなかで鉄道や飛行場建設工事のため労働をいっそう強化した。

(三) さらに右抗議に対して、「俘虜を虐待しているのは朝鮮人部隊であって日本人ではない」との趣旨の海外放送をおこなった。

以上の事情を総合すれば、被告国はことさらに原告ら朝鮮人監視員を危険な立場にたたせ、自らの戦争責任を肩代わりさせようとする意図のもとに契約違反を継続し

たものといふべきである。

7. 右のような被告国の義務違反の結果、原告らは敗戦後
連合軍のB C級戦犯として告発され、死刑もしくは懲
役刑に処せられ、後記のような損害を蒙ったのである。

右B C級戦犯裁判の手続、事実認定と法的評価、刑の
量定等において多くの問題点があることはこれまでも広
く指摘されており、とりわけ植民地住民たる一軍属にす
ぎなかつた原告らの立場を考慮していないものであるこ
とは否定できないが、連合国はかねてから俘虜の取扱を
重視し、ポツダム宣言第一〇項の戦争犯罪人処罰の条項
に俘虜虐待を特記していたものであって、被告国が右宣
言を受諾したことに基づいて戦犯裁判が実施されたもの

である以上、被告国の契約違反と、原告らの損害との間に相当因果関係は否定できない。

8. 最後に原告らの損害について主張する。

前記違反による原告らの損害は、二年以上にわたって違法な業務に従事させられた精神的苦痛に始まり、死刑宣告と処刑による精神的財産的損害、または死刑宣告と減刑後の懲役刑による精神的財産的損害、あるいは懲役刑による精神的財産的損害であり、釈放後の不当処遇による精神的損害をも含め、甚大なものであって、到底筆舌に尽くし難いものがあるが、本件ではこれら損害を一括して評価、請求することとし、その額は少なくとも前記第三、一の補償請求額を下らない。

9. よって被告国は各原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、請求の趣旨記載の各損害金を支払う義務がある。

なお、この請求は右第三、一記載の条理に基づく損失補償請求と選択的に求めるものである。

三、不法行為に基づく謝罪文交付請求

原告らは「日本国の「朝鮮民族」隷属化の前記歴史的責任および日本軍の国際法違反の前記俘虜政策の責任並びに日本国が自ら宣戦布告した戦争の終結と日本国の独立回復

のためにポツダム宣言および平和条約を受忍したことによる前記戦後責任によって—B C級戦犯として逮捕され、有罪判決を受け、死刑の執行・長期懲役刑の執行を受け、もって今日に至るまで日本国内外において、とりわけ同胞から日本の“戦犯”として白眼視され、その名誉を著しく毀損されている者である。

右経緯に照らし、被告は原告らの右名誉を速やかに回復する作為義務がある。

ところで前記のとおり、被告は原告らに対し、条理上当然の損失補償責任を負い、または、債務不履行に基づく損害賠償債務を負担していることは自明である。

被告の右法的義務の履行によって右原告らの名誉が回復されることは何人も首肯しうるところ、被告は原告らの過

去三五年間にわたる前記補償請求に対して、日本の戦争に
よって「朝鮮民族」である原告らに迷惑をかけたことを自
認しながらも、敢えて右法的義務の履行を遅延し、少くと
も過失により右法的義務の存在を看過して右原告らの請求
を軽視しその履行を遅延し、今日に至るも原告らの名誉回
復の措置を何ら講じていない。

右被告の不作为による名誉毀損は、侵害行為、被侵害利
益の双方からみて高度の違法の謗を免れない。

よって原告らは被告に対して不法行為に基づき請求の趣
旨記載の謝罪文の交付を求めらるものである。

なお、この請求は右第三、一記載の条理に基づく損失補
償請求または同二記載の債務不履行に基づく請求と並列し
、また後記第三、四の補償立法不作为の違法確認請求と並

列して求めるものである。

四、補償立法不作為の違法確認請求

1. 補償立法の義務

原告ら日本国の「朝鮮民族」に対する隷属化の責任および日本軍の俘虜政策の国際法違反の責任に因り、原告らが被った本件生命・身体の自由に関する損失に対して、何らの補償を行わないこと、明治憲法二七条二項および日本国憲法二九条三項に表れている正義公平の原理、すなわち条理に違反するものであることは既に主張した

とおりである。

右条理違反の状態の解消のため、被告は原告らの右損失に対して補償するための、いわば「特別戦争損失補償立法」をなすべき条理上の義務を負っている。

そして右補償立法義務は、立法府である国会とともに議院内閣制のもとで法案提出権を有する内閣においても尽くさなければならぬ。

2. 消極的立法判断の表明

原告らは一九五五（昭和三〇）年四月一日朝鮮人B C級戦犯者および刑死者遺族全員をもって構成し、政府に対する「国家補償」の要請を主要な事業とする「韓国出身戦犯者同進会」を創立（同会は一九八三（昭和五八）

年四月から「同進会」と改称したことは前述した。

同会は一九五六（昭和三一）年二月二五日、日本政府に対し本件生命・身体に関する自由に関する損失について補償請求をなして以来、内閣が代わるごとに歴代の鳩山、石橋、岸、池田、佐藤各内閣総理大臣および内閣官房長官、厚生大臣等に対し補償請求を続けた。

この間、政府は日本の戦争によって「朝鮮民族」である原告らに迷惑をかけたことを自認しながらも何らの補償措置も講ずることなく日を経過していたが、一九六二（昭和三七）年一〇月二一日、古谷総務副長官は、同日も当該補償請求を重ねて行った同進会代表に対し「巢鴨刑務所第三国人の慰謝について、三七・一〇・一一内閣審議室」と題する文書を手交した。

同文書は「二年の従軍契約の不履行」、「従軍中の俸給の一部不払及び天引貯金」等の事実を認めながら、結論として、日本政府は同進会の要求にかかる国家補償要求について、「補償要求に応ずべき義務はない」とし、もって内閣としての補償立法を講じる意思がない、との消極的立法判断を表明するとともに、議員内閣制の下において国会の多数党の意思をも代表して表明しているものであるから、国会の消極的立法判断も明示された、というべきものである。

その後も同補償要求を重ねていた原告ら同進会に対して一九六五（昭和四〇）年五月二五日、政府は、当該国家補償問題は「日韓会談で一括解決した」と言明し、右消極的立法判断を重ねて明示し、一九七七（昭和五二）

年九月福田内閣および一九九〇（平成二）年八月二八日海部内閣に対する同進会の要請に対しても政府は従前の態度を変えていない。

3. 不作為の違法確認の訴え

裁判所が行政庁の違法な不作為を抑制する手段として行政事件訴訟法三条五項は「不作為の違法確認の訴え」を認めている。本訴はいわゆる義務づけ訴訟ないし義務確認訴訟のように、行政庁に積極的に特定の処分をなすべきことの拘束を加え行政権の一次的判断権を奪うものではない。申請に対して相当の期間内になんらかの処分をなすべきに拘らず、これをしないこと、つまり過去の消極的処分判断の違法の確認を宣言する判決を求めるも

のであり、このような判決によってなんらかの拘束力を生じ、行政庁の不作为に対する救済目的を達成せしめようとする訴の類型である（南博方編『註釈行政事件訴訟法』五二頁）。

国会が憲法によって義務付けられた立法をしない場合に裁判所が国会の当該不作为の違憲性を判断し得ることは札幌高裁昭和五三年五月二四日判決（判例時報八八八号二六頁）により明らかにされているところであり、また右行政訴訟上の「不作为の違法確認の訴え」を類推することにより、立法の不作为の違法確認の訴えも十分に可能であると思料する。

また、衆議院議員定数配分規定の違憲性に関して「原告人の請求を棄却する。ただし、昭和四七年一月一〇

日に行われた衆議院議員選挙は、違法である。」とした最高裁大法廷昭和五一年四月一四日判決（民集三〇卷三号二三頁）も違法確認の宣言判決を同法三一条前段に表れている一般的な法原則によって認めている。

4. 補償立法不作為違法確認の意義

被告国は前記のとおり原告ら同進会の本件条理に基づく補償要求に対し、相当の期間内に韓国・朝鮮人BC級戦犯者の特別戦争損失について補償立法をなすべきに拘らずこれをなさないものであること、原告らに対する補償立法を制定しないことが違法であることが裁判所によって確認されることにより、国民世論を喚起し、国会あるいは内閣における憲法上の義務を覚醒して本件補償問

題の早期立法的解決が合理的に期待できるのであるから、違法確認は本件の司法的救済方法として有効適切であるから、過去の消極的立法判断の違法性の確認の宣言判決によって原告らの不利益が救済されなければならない。

なお、この請求は右第三、一記載の条理に基づく補償請求または二記載の債務不履行に基づく損害賠償請求と予備的に求めるものである。

（結語）

終りに日本人たる当代理人らの意見を述べる。

日本人は歴史を忘れ易い国民である。

第二次世界大戦後四〇年を経過した一九八五年の終戦記念の日、戦争体験を踏まえ、戦争責任の自覚を訴えた西ドイツ大統領ワイツゼッカーの連邦議会における演説は、ドイツ国内はもちろん、ヨーロッパ諸国民にも大きな反響をもって迎えられ、日本においても各界各層の関心を集め、機会ある毎に主要な部分が引用されている。

ここに引用する部分は何度でも想起するに値する。

へ；若者たちの先代は悲しむべき遺産を残したのである

。われわれすべては、罪があるにせよ無いにせよ、老人であらうと若者であらうと、過去を受けいれなければならぬ。われわれはだれもが、過去の結果から影響を受けており、過去に責任をおっている。若い世代と年老いた世代は、互いに助けあい、なぜ記憶を生き生きと保つことが決定的に重要なのかを理解しなければならぬ。またそれはできるのである。これは過去と話をつけるという問題ではない。それは不可能である。過去は後から修正したり、もとに戻したりできないのだ。しかし、過去に目を閉じるものは、現在にたいしても盲目である。あの非人間性を思いだすことを拒むものは、だれであれ、新しい伝染病にかかりやすい。▽

考えるに、本件原告らの請求にかかる補償は、単に「過去

「を埋め合わせるといふことではない。過去は後から修正したり、もとに戻したりできないのである。ここで求められるのは、原告ら韓国・朝鮮民族に対するわれわれの歴史的な過ちを全面的に認める、いわば罪の償いとしての道徳的・倫理的な側面を含む補償であると解すべきである。

日本の戦争責任を肩代わりさせられ罰を受けた原告ら韓国・朝鮮人B C級戦犯者が日本国に対して損失補償を請求するのは当然のことであり、日本国はこれに対して補償責任を感じて然るべきである。

心ある国民の胸に潜んでいる「社会的正義」はそのように叫んでいるのである。

それにも拘らず、補償立法がないこと、日韓条約があることを理由に条理を排斥し、日本国の本件法的責任を否定する

ことは正しいことであろうか。否、われわれにはどうしても
そうは考えることはできないのである。

条理に基づく日本の司法の公正な審理を求めて止まない。

以上

一九九一年一月一日

右原告ら代理人

弁護士 今村 嗣



弁護士 小池 健



東京地方裁判所 御中

弁護士

弁護士

弁護士

弁護士

弁護士

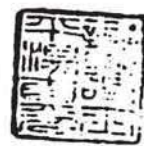
上
本
忠

和
久
田

秀
嶋
ゆ
か
り

木
村
庸
五

平
湯
真
人



謝罪状

一、日本国は、一九一〇年日韓併合条約を強制し韓国を植民地化したうえ、一九四二年貴殿を日本軍の軍属とし、南方地域において、日本国敗戦の一九四五年まで連合国軍の俘虜（抑留者を含む）の監視に当らせました。

二、そして、日本国は、貴殿に対し、日本国及びその軍隊の責に帰すべき右俘虜に対する食糧、医薬品の欠乏、強制労働の実施その他俘虜虐待を理由に、連合国軍によりB C級戦犯として死刑を宣告され、減刑後も長期にわたって刑務所に拘禁されることを余儀なくさせ、もって日本国が負うべき戦争責任を肩代りさせて肉体的、精神的に非常な苦痛を蒙らせ、かつ、貴殿の同胞から「日本の戦犯」として白眼視されるなど名誉を毀損される事態を惹起せしめました。

三、このような深刻な被害を与えた日本国は、謝罪及びこれに対する補償措置を直ちに講ずべきにもかかわらず、長期間にわたる貴殿らの補償要求を無視してこれを放置し、もって貴殿に対し多大の損害を与え名誉を著しく毀損しました。

四、右の日本国の罪責につき、私は貴殿に対し、ここに日本国を代表して心から謝罪いたします。

一九九 年 月 日

日本国代表者

内閣総理大臣 宮 澤 喜 一

殿

謝罪状

一、日本国は、一九一〇年日韓併合条約を強制し韓国を植民地化したうえ、一九四二年貴殿を日本軍の重臣とし、吾等世に於いて、日本国敗戦の一九四五年まで連合国軍の俘虜（抑留者を含む）の監視に当らせました。

二、そして、日本国は、貴殿に対し、日本国及びその軍隊の責に帰すべき右俘虜に対する食糧、医薬品の欠乏、強制労働の実施その他俘虜虐待を理由に、連合国軍によりB C級戦犯として懲役刑に処せられ、長期にわたって刑務所に拘禁されることを余儀なくさせ、もって日本国が負うべき戦争責任を肩代りさせて肉体的、精神的に非常な苦痛を蒙らせ、かつ、貴殿の同胞から“日本の戦犯”として白眼視されるなど名誉を毀損される事態を惹起せしめました。

三、このような深刻な被害を与えた日本国は、謝罪及びこれに対する補償措置を直ちに講ずべきにもかかわらず、長期間にわたる貴殿らの補償要求を無視してこれを放置し、もって貴殿に対し多大の損害を与え名誉を著しく毀損しました。

四、右の日本国の罪責につき、私は貴殿に対し、ここに日本国を代表して心から謝罪いたします。

一九九九年 月 日

日本国代表者

内閣総理大臣

宮

澤

喜

一

殿

謝罪状

一、日本国は、一九一〇年日韓併合条約を強制し韓国を植民地化したうえ、一九四二年貴殿の御尊父卞■■■■氏を日本軍の軍属とし、南方地域において、日本国敗戦の一九四五年まで連合軍の俘虜（抑留者を含む）の監視に当らせました。

二、そして、日本国は、御尊父に対し、日本国及びその軍隊の責に帰すべき右俘虜に対する食糧、医薬品の欠乏、強制労働の実施その他俘虜虐待を理由に、連合軍によりBC級戦犯として死刑に処せられることを余儀なくさせ、もって日本国が負うべき戦争責任を肩代りさせて肉体的、精神的に非常な苦痛を蒙らせ、貴殿に対しても、御尊父が銃殺刑となつたうえ、"日本の戦犯"の子として韓国において白眼視され名誉を毀損されるなど精神的に非常な苦痛を蒙らせました。

三、このような深刻な被害を与えた日本国は、謝罪及びこれに対する補償措置を直ちに講ずべきにもかかわらず、長期間にわたる貴殿らの補償要求を無視してこれを放置し、もって貴殿に対し多大の損害を与え名誉を著しく毀損しました。

四、右の日本国の罪責につき、私は貴殿に対し、ここに日本国を代表して心から謝罪いたします。

一九九 年 月 日

日本国代表者

内閣総理大臣

宮

澤

喜

一

卞
光
洙
殿

別紙四

刑死者目錄

卞 [REDACTED]	氏名
一九四七年九月五日	執行日

在 監 者 目 録

氏名	逮捕日	有罪判決	拘禁期間
文	一九四五年九月二十九日	懲役一〇年	二、三八四日
李	一九四五年九月二十九日	懲役二〇年	四、〇二六日
尹	一九四六年四月一三日	懲役二〇年	三、五五六日
金	一九四五年十一月一日	懲役一〇年	二、三〇八日
文	一九四六年二月一八日	懲役一〇年	一、九九八日
朴	一九四六年四月一三日	懲役一五年	二、八九七日